

# 託送供給約款認可申請書

平成28年7月29日

東邦瓦斯株式会社

## 託送供給約款認可申請書

東ガ（供管）託 第28-07

平成28年7月29日

経済産業大臣

林幹雄 殿

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 富成義郎

改正法附則第18条第1項本文の規定により別紙託送供給約款の案のとおり託送供給約款の認可を受けたいので申請します。

別紙

## 託送供給約款

小 壳 記 送 供 約 款  
(需要場所で払い出す託送供給)

平成29年4月1日実施

東邦瓦斯株式会社

## 小売託送供給約款 目次

### I. 基本事項

- 1. 約款の適用
- 2. 託送供給約款の認可及び変更
- 3. 用語の定義
- 4. 引受条件
- 5. 提供を受けた情報の取り扱い
- 6. 日数の取り扱い
- 7. 実施細目

### II. 託送供給契約の申し込み

- 8. 検討の申し込み
- 9. 託送供給の可否の検討及び通知
- 10. 契約の申し込み及び成立
- 11. 承諾の義務
- 12. 需要場所
- 13. 託送供給契約の単位

### III. 料金等の算定

- 14. 検針
- 15. ガス量の単位
- 16. ガス量の計量及び算定
- 17. 託送供給料金の算定
- 18. 補償料
- 19. 料金等の支払
- 20. 保証金
- 21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

### IV. 託送供給

- 22. 託送供給の実施
- 23. 託送供給するガス量の差異に対する措置
- 24. ガスの過不足の精算
- 25. 託送供給の制限等
- 26. 託送供給の制限等の解除
- 27. 損害の賠償
- 28. 立入り

### V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

- 29. 託送供給契約の継続、変更及び終了
- 30. 託送供給契約消滅後の関係
- 31. 名義の変更
- 32. 債権の譲渡

### VI. ガス工事

- 33. ガス工事の申し込み
- 34. ガス工事の承諾義務

- 3 5. ガス工事の実施
- 3 6. 内管工事に伴う費用の負担
- 3 7. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担
- 3 8. 工事費等の申し受け及び精算

## VII. 保安等

- 3 9. 供給施設の保安責任
- 4 0. 保安に対する託送供給依頼者の協力
- 4 1. 保安に対する需要家等の協力
- 4 2. 需要家等の責任
- 4 3. 供給施設等の検査
- 4 4. 消費段階におけるガス事故の報告
- 4 5. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

## 付則

- 1. 実施期日
- 2. 定期修理時等における取り扱い
- 3. 約款等の閲覧場所等
- 4. 乖離率に係る暫定的措置

## 別表

- (別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア
- (別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法
- (別表第3) ガスの受入のために必要となる設備
- (別表第4) 料金表
- (別表第5) 付帯割引料金
- (別表第6) 本支管及び整圧器
- (別表第7) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額
- (別表第8) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価
- (別表第9) ガスマーテーの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式
- (別表第10) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式
- (別表第11) 料金の日割計算
- (別表第12) 供給区域（別冊）

## 付録

- 1. この約款の適用
- 2. 当社窓口
- 3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

## I. 基本事項

### 1. 約款の適用

- (1) 当社が以下の要件を全て満たす託送供給を行う場合、料金その他の供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
- ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。ただし、当社「連結託送供給約款（導管の連結点で払い出す託送供給）」が適用となる場合を除く。
  - ② 託送供給の派出が需要場所で行われること。
  - ③ 4に規定する引受条件に適合すること。
- (2) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意したうえで、託送供給を申し込んでいただきます。10の定めに従い託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

### 2. 託送供給約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて設定したもので
- す。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受け、又は経済産業大臣に届け出て、こ
- の約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の託送供給約款によ
- ります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社の事業所及び当社ホームページにおいて、変更後の約款の
- 内容及びその効力発生時期を周知いたします。

### 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

#### (1) 託送供給依頼者

ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みをする方を含みます。）をいいます。

#### (2) 需要家等

託送供給依頼者又はその卸供給先事業者（託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営むものをいいます。）がガスを供給する相手方となる者（卸供給先事業者は含まないものとし、以下「需

要家」といいます。）、並びに供給施設（ただし、当社所有の供給施設を除きます。）の所有者又は占有者をいいます。

#### (3) 熱量

摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの

総熱量をいいます。

#### (4) 標準熱量

ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によって

測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

#### (5) 圧力

派出地点においては、ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力を

いいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）

で表示したものをいいます。受入地点においては、受渡地点におけるガスの静圧力をゲージ圧力で表示

したものをいいます。

#### (6) 最高圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。

#### (7) 最低圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(8) 受入地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をいいます。

(9) 払出地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを導管から払い出すガスの受渡地点をいいます。

(10) 需要場所

需要家が、託送供給依頼者から供給された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。詳細は12にて定めるものとします。

(11) 託送供給契約

託送供給約款及び基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。

(12) 基本契約

個別契約に定める事項を除き、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。

(13) 個別契約

需要場所ごとに適用される事項を定める契約をいいます。

(14) 契約年間託送供給量

託送供給契約で定める契約月別託送供給量の1年間の合計量をいいます。

(15) 契約月別託送供給量

託送供給契約で定める月別の託送供給量をいいます。

(16) 受入ガス量

当社が一の託送供給依頼者から受入地点で受け入れる1時間ごとのガス量をいいます。

(17) 払出ガス量

当社が託送供給依頼者に需要場所で払い出す1時間ごとのガス量をいいます。

(18) 契約最大受入ガス量

託送供給契約に定める受入ガス量の最大値をいいます。

(19) 契約最大払出ガス量

託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます。

(20) 計画払出ガス量

託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1日の払出ガス量の計画値の合計をいいます。

(21) 月別受入ガス量

一託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日0時を起点として、当該月末24時までの1か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の総量をいいます。

(22) 月別払出ガス量

一託送供給依頼者の各払出地点における1か月ごとの払出ガス量を合計したものといい、当社が別途定める算式により算定するものをいいます。

(23) 注入グループ

払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。

(24) 払出エリア

任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定するものとし、別表第1に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

(25) 注入計画

導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(26) 振替供給

託送供給依頼者がガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける需要場所

に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、当社からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。

(27) 月次繰越ガス量

月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガス量をいいます。

(28) 日次繰越ガス量

0時を起点として当該日 24 時までの 1 日ごとの注入指示量又はこれに調整指令を反映させたガス量と受入ガス量に生じた差の合計値をいいます。

(29) 注入指示量

当社が託送供給依頼者に通知した受入地点ごとの導管へ注入する 1 時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(30) 調整指令

当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。

(31) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます((33)から(42)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。)。

(32) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスマーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

(33) 本支管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまつた水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関する承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第 4 条第 2 項に定める普通自動車の通行が可能であること。
- ② 建築基準法第 42 条に定める基準相当を満たすこと。
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されること。
- ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。

(34) 供給管

本支管から分岐して、道路と需要家等が所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。

(35) 内管

(34) の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

(36) ガス栓

ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

(37) ガス遮断装置

危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

(38) 整圧器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(39) 升圧供給装置

ガスを升圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(40) ガスマーター

託送供給料金又は過不足ガス量精算料の算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(41) マイコンメーター

マイクロコンピューターを内蔵したガスマーターで、需要家のガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(42) メーターガス栓

ガスマーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

(43) 消費機器

ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいり、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

(44) ガス工事

供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(45) 検針

ガス量を算定するために、ガスマーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。

(46) ガスマーターの能力

当該ガスマーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをおいいます。

(47) 供給者切替

同一の需要場所、同一の需要家に対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境に託送供給依頼者が変更されることをいいます。

(48) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

#### 4. 引受条件

当社は、以下の条件に適合する託送供給をこの約款により引き受けます。

(1) ガスの受入が、当社の導管において行われるものであること。

(2) ガスの払出が当社の維持及び運用する導管において行われ、かつ需要場所において行われるものであること。なお、振替供給をする場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること。

(3) 1需要場所について1つの個別契約を適用し、ガスを供給する事業の用に供する場合は、1需要場所、1ガス小売事業者及び1個別契約であること。

(4) 受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。

(5) 託送供給するガス量その他の託送供給条件が、受入地点から払出地点への当社の導管の供給能力の範囲内であること、及び当社導管系統運用上において当社の託送供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。

(6) 受け入れるガスが、別表第2に定める基準を満たし、需要家のガス使用に悪影響がないこと。また、受け入れるガスが別表第2の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。

(7) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。

(8) 託送供給依頼者が、基本契約の期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。

(9) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表第3に掲げる設備等（個別のケースごと

に最大流量等に応じてその具体的な内容を決定するものとし、基本契約で定めます。) を設け、常時監視が行えること。

- (10) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。

なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいう。

- ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量
- ② 日次繰越ガス量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
- ③ 月次繰越ガス量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント

- (11) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。

- (12) 託送供給依頼者において、保安上又はガスの安定供給上必要な場合に迅速な対応が可能な体制・設備を有すること。

- (13) 需要家等の資産となる3(34)の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであること。ただし、当社が特別に認める場合にはこの限りではない。なお、当社が実施する工事は、当社が定める工事約款による。

- (14) 託送供給依頼者は、需要家等の承諾のもと、当社に法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供すること。

- (15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、小売供給契約時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ること。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書の写しを提出すること。

- (16) 需要家が当該託送供給契約を締結する託送供給依頼者以外の者からガスの供給を受けることを当社が確認した場合は、当社が託送供給依頼者にあらかじめお知らせすることなく託送供給の実施に必要な需要家等の情報を当該託送供給契約を締結する託送供給依頼者以外の者に対し提供する旨を託送供給依頼者が承諾すること。

## 5. 提供を受けた情報の取り扱い

当社は、託送供給依頼者より提供を受けた情報については、託送供給及び保安業務の目的以外に使用いたしません。

## 6. 日数の取り扱い

この約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

## 7. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、託送供給契約に定めるほか、そのつど託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は需要家等と別途協議を行うことがあります。

## II. 記載事項の申込み

### 8. 検討の申し込み

#### － 受入検討の申し込み －

(1) 製造設備の新設、変更に伴い、製造設備の接続に関する検討（以下「受入検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして当社に受入検討の申し込みをしていただきます。受入検討申し込みは1受入地点につき1検討といたします。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 受入地点
- ② 最大受入ガス量
- ③ 受入開始希望日
- ④ 受入ガスの性状と圧力
- ⑤ 受入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、検討に際して費用を要した場合はその額に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

#### － 供給検討の申し込み －

(3) 需要場所に対するガスの派出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、原則、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、需要場所単位に、1検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みにあたり、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 需要場所
- ② 月別託送供給量及び年間託送供給量
- ③ 派出開始希望日
- ④ 最大派出ガス量
- ⑤ 流量変動（1日における1時間あたりのガスの流量の変動）
- ⑥ 払い出すガスの圧力
- ⑦ 設置予定の消費機器
- ⑧ ガスマーテーの個数
- ⑨ その他当社が必要と認める事項

(4) 供給検討にあたり、試掘調査など別途費用を要する場合にはその費用に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

(5) 供給検討は、当社が別途定める基準に該当する場合には、不要とします。

### 9. 記載事項の可否の検討及び通知

(1) 当社は、8の受入検討の申し込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から3か月以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。

(2) 当社は、8の供給検討の申し込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から3か月以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申し込みに係る派出の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。

(3) 申し込みの内容により、(1) (2) に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。

## 10. 契約の申し込み及び成立

### － 基本契約の申し込みの場合 －

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の3か月前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。
- (2) 基本契約の申し込みに際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1) の内容に加え、9 (1) により当社が通知した供給条件に従い、9 (1) による検討結果の通知後、原則として6か月以内に基本契約の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものといたします。
- (4) 基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。

### － 別表第4に定める2種標準、2種季節別、3種標準、3種季節別、4種標準、4種季節別、5種標準及び5種季節別（以下「3部料金」といいます。）を選択し個別契約を申し込みの場合 －

- (5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、また、9 (2) による検討を行った場合は、当社が通知した検討結果に従い、託送供給期間の最初の日（以下「託送供給開始日」といいます。）までに、個別契約の申し込みをしていただきます。なお、供給者切替の場合は、託送供給開始日の前日の15日前までに、個別契約の申し込みをしていただきます。その際、託送供給開始日の前日の15日前までに当該需要場所に対する既存の個別契約の終了の申し込みがない場合は、個別契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、託送供給依頼者が倒産した場合、その他当社がやむを得ないと判断した場合には、これらの日より後に、個別契約の申し込みをしていただけることがあります。供給者切替による託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。
- (6) 個別契約の申し込みは、9 (2) による検討を行った場合は、検討結果の通知後、原則として6か月以内に行っていただきます。また、別表第5の付帯割引料金の申し込みがある場合には、同時に申し込みを行っていただきます。
- (7) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾したときに成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。
- (8) 当社は必要に応じて払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置いたします。また、負荷計測器を設置しない場合の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点のガスマーターの能力の合計値で申し込んでいただきます。なお、当該需要場所における払出ガス量の最大値の一部を計量する負荷計測器を設置する場合の契約最大払出ガス量は、当該負荷計測器で計量する部分の契約最大払出ガス量に、負荷計測器で計量しない部分のガスマーターの能力の合計値を加えた値で申し込んでいただきます。
- (9) 個別契約の期間は、基本契約の期間内とし、原則として1年単位といたします。ただし、契約締結時点において、廃業及び移転により当該需要場所における託送供給先の需要が消滅する期日が明らかな場合において、託送供給依頼者から申し出があり、当社が認めた場合に限り、年単位としない契約を締結可能といたします。
- (10) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は原則、託送供給開始日を含めて、5営業日以内に行っていただきます。
- (11) 当社は、やむを得ない理由によって個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。
- (12) 個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できることについて当社の責に帰すべき事由に

よらない場合は、個別契約に定めた託送供給開始日から 17 及び 19 の規定を準用してお支払いいただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合にはこれを免除する場合があります。

- － 別表第 4 に定める、1 種標準及び 1 種季節別（以下「2 部料金」といいます。）を選択し個別契約を申し込む場合 –
- (13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、また、9 (2) による検討を行った場合は、当社が通知した検討結果に従い、託送供給期間の最初の日（以下「託送供給開始日」といいます。）までに、個別契約の申し込みをしていただきます。なお、供給者切替の場合は、託送供給開始日の前日の 5 営業日前までに、個別契約の申し込みをしていただきます。その際、託送供給開始日の前日の 3 営業日前までに当該需要場所に対する既存の個別契約の終了の申し込みがない場合は、個別契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、託送供給依頼者が倒産した場合、その他当社がやむを得ないと判断した場合には、これらの日より後に、個別契約の申し込みをしていただけることがあります。供給者切替による託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。
- (14) 個別契約の申し込みは、9 (2) による検討を行った場合は、検討結果の通知後、原則として 6 か月以内に行っていただきます。
- (15) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、1 種季節別の個別契約において、当該契約の解約、または適用する料金種を 1 種標準へ変更した後に、1 種季節別の個別契約の申し込みがなされた場合、その適用開始日が過去の 1 種季節別の解約の日、または、1 種標準への変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。また、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。
- (16) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は原則、託送供給開始日を含めて、5 営業日以内に行っていただきます。
- (17) 当社は、やむを得ない理由によって個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。
- (18) 個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できることについて当社の責に帰すべき事由によらない場合は、個別契約に定めた託送供給開始日から 17 及び 19 の規定を準用してお支払いいただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合にはこれを免除する場合があります。

## 11. 承諾の義務

- (1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2) (3) (4) に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
  - ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等により託送供給能力が減退した場合
  - ③ 申し込まれたガスの受入地点、派出地点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
  - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能又は著しく困難な場合
- (3) 当社は、25 の託送供給の制限等の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社との他の託送供給契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

- (4) 当社は、託送供給依頼者が、4の引受条件で定める条件又は9(1)(2)で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2)(3)(4)により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。

## 12. 需要場所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
  - ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
    - 各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。
    - なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
      - イ 各戸が独立的に区画されていること。
      - ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること。
      - ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
  - ② 店舗、官公庁、工場その他
    - 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。
  - ③ 施設付住宅
    - 1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。
  - ④ ガス灯
    - 道路・公園等のガス灯（照明の光源としてガスを使用する照明機器）にてガスを消費される場合はガス灯1基を1需要場所とし、当社は33(4)④にかかわらずガス灯のガス使用量を算定するガスマーターを設置いたしません。また、ガス量の算定方法等、当社が必要とする事項については託送供給依頼者と当社との協議により、個別契約に定めるものといたします

## 13. 託送供給契約の単位

- (1) 当社は、1託送供給依頼者について、1基本契約を締結いたします。
- (2) 当社は、1需要場所について1つの個別契約を適用し、ガスを供給する事業の用に供する場合は、1需要場所、1ガス小売事業者及び1個別契約をもって託送供給を行います。それぞれの個別契約は1基本契約に属するものといたします。

### III. 料金等の算定

#### 14. 検針

##### － 受入地点の検針 －

- (1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。また、その詳細は別途定めます。
- (2) ガスマーティーの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものといたします。

##### － 払出地点の検針 －

- (3) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は原則として以下の手順により定めます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定いたします。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

- (4) 当社は、(3) の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、④の場合は、託送供給依頼者から検針にかかる費用を申し受けます。

- ① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者からの申し込みにより、ガスマーティーを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）
- ② 29に定めるところにより、個別契約を終了した日
- ③ ガスマーティーを取り替えた日
- ④ 託送供給依頼者の求めにより、当社が合意した日に供給者切替を行う日
- ⑤ その他当社が必要と認めた日

- (5) ガスマーティーの取替又は検査等によりガスマーティーにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める方法によりガス量を算定します。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。

##### － 払出地点の検針の省略 －

- (6) 当社は、新たに託送供給を開始した場合は、直後の定例検針を行わないことがあります。
- (7) 当社は、個別契約が29に基づく解約等により終了する場合は、終了の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った終了の期日直前の定例検針を行わなかったものとすることがあります。
- (8) 当社は、需要家の不在、災害、感染症の流行、その他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

#### 15. ガス量の単位

特に定めがない限り、ガス量は立方メートル単位の整数とし、検針時には小数点以下は読みません。

#### 16. ガス量の計量及び算定

##### － 受入地点のガス量の計量及び算定 －

- (1) 当社は、原則として14(1)又は(2)の値に温度及び圧力等の補正を行うことにより、受入ガス量を算定することとし、その詳細は別途定めます。
- (2) 当社は、(1)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。
- (3) 受入地点において当社が認める場合には、託送供給依頼者が指定する機器で計量を行う場合があります。

##### － 払出地点のガス量の計量及び算定 －

(4) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーテーの読みにより、その料金算定期間のガス量を算定いたします。

なお、ガスマーテーを取り替えた場合には、取り外したガスマーテー及び取り付けたガスマーテーそれそれにより算定された料金算定期間中のガス量を合算して、その料金算定期間のガス量といたします。

(5) (4) の「検針日」とは、次の日をいいます ((6)、(11) 及び 19において同じ)。

① 14 (3) 及び (4) ①②④⑤の日であって、実際に検針を行った日。ただし、あらかじめ当社が指定した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。

② (8) から (11) までの規定によりガス量を算定した日

③ (12) の規定によりガス量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(6) (4) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

① 検針日の翌日から次の検針日までの期間 (②の場合を除きます。)

② 新たにガスの使用を開始した場合、その開始の日から次の検針日までの期間

(7) 当社は、(4) の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

#### － 払出地点において需要家が不在の場合のガス量算定等－

(8) 当社は、需要家が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）のガス量は、原則としてその直前の料金算定期間のガス量と同量といたします。

この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）のガス量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

$V_1 = \text{推定料金算定期間のガス量}$

$V_2 = \text{翌料金算定期間のガス量}$

$M_1 = \text{推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスマーテーの指示値}$

$M_2 = \text{翌料金算定期間末日の検針におけるガスマーテーの指示値}$

(9) (8) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間のガス量を次の①の算式で算定したガス量に、推定料金算定期間のガス量を次の②の算式で算定したガス量に、各々見直しいたします。

①  $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$  (小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

②  $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備考)

$V_1 = \text{推定料金算定期間のガス量}$

$V_2 = \text{翌料金算定期間のガス量}$

$M_1 = \text{推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスマーテーの指示値}$

$M_2 = \text{翌料金算定期間末日の検針におけるガスマーテーの指示値}$

(10) 当社は、需要家が不在等のため検針できなかった場合において、その需要家の不在等の期間が明らかなときには、その推定料金算定期間のガス量は次のとおりといたします。

① 需要家が推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなときには、その月のガス量は0立方メートルといたします。

② 需要家の過去の使用実績からみて、使用期間に応じてガス量を算定することが可能と認められる場合には、その月のガス量は、その使用期間に応じて算定したガス量といたします。

(11) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、需要家が不在等のため検針できなかつた場合には、その推定料金算定期間のガス量は、0立方メートルといたします。

#### － 災害・ガスマーテー故障等の場合の需要場所におけるガス量算定等－

(12) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかつた場合の料金算定期間のガス量は、(8) から (11) に準じて算定いたします。なお、後日ガスマーテーの破損又は滅失等が判明した場合には、(14) 又は (15) に準じてガス量を算定し直します。

(13) 当社は、ガスマーテーの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送

供給依頼者と協議のうえ、ガスマーテーを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第9の算式によりガス量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (14) 当社は、ガスマーテーの故障、災害等によるガスマーテーの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分、前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスマーテーによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、ガス量を算定いたします。
- (15) 当社は、災害等によりガスマーテーが破損又は滅失してガス量が不明である需要家が多数発生し、ガス量算定について託送供給依頼者の個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間のガス量は(14)の基準により算定することができます。なお、託送供給依頼者より申し出がある場合は、協議のうえあらためてガス量を算定し直します。
- (16) 当社は、別表第1(2)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第10の算式によりガス量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

## 17. 託送供給料金の算定

### － 託送供給料金の算定方法 －

- (1) 当社は、個別契約に基づき、別表第4の料金表及び別表第5の付帯割引料金を適用して、16の規定により通知した需要場所のガス量により、その料金算定期間の託送供給料金((2)(3)に定める金額をいい、以下「託送供給料金」といいます。)を算定いたします。
- (2) 別表第4の料金表の2部料金は、定額基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた金額とし、料金算定期間ごとに算定いたします。
- (3) 別表第4の料金表の3部料金は、定額基本料金、流量基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた金額とし、料金算定期間ごとに算定いたします。
- (4) 定額基本料金は、別表第4に定める金額といたします。
- (5) 流量基本料金は、別表第4に定める流量基本料金単価に契約最大払出ガス量を乗じた金額といたします。
- (6) 従量料金は、別表第4に定める従量料金単価に料金算定期間におけるガス量を乗じた金額といたします。

### － 料金算定期間及び日割計算 －

- (7) 当社は、(8)(9)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (8) 当社は、3部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
  - ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
  - ③ 25の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただけません。
- (9) 当社は、2部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
  - ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
  - ③ 29の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

- ④ 25 の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (10) 当社は、(8) ①及び②の規定又は(9) ①から③の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第11「料金の日割計算(1)」によります。
- (11) 当社は、(8) ③の規定又は(9) ④の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第11「料金の日割計算(2)」によります。
- (12) 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等が課される金額及び消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。

## 18. 補償料

### (1) 個別契約中途解約補償料

当社は、29(託送供給契約の継続、変更及び終了)に基づき個別契約が契約期間満了日前に終了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約補償料として、19に基づき、支払期限日までに申し受けます。

ただし、当該需要場所について終了日の翌日から3部料金での個別契約(以下「新契約」といいます。)を締結する場合であって、それまでの個別契約(以下「前契約」といいます。)の流量基本料金から変更となるときには、当社は、②に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約補償料として申し受けます。

#### ① 1か月あたりの基本料金相当額

×当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数

#### ② イ 新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合

{(前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)

－(新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)}

×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

#### ロ 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合

{(新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)

－(前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)}

×前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数

ただし、個別契約の諸条件に変更のない供給者切替に伴う場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約補償料は申し受けません。

### (2) 契約最大払出ガス量超過補償料

当社は、個別契約の料金算定期間における払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を上回った場合は、以下の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、契約最大払出ガス量超過補償料として19に基づき、支払期限日までに申し受けます。

なお、契約期間中に契約最大払出ガス量超過補償料を受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大払出ガス量超過補償料といたします。

(払出ガス量の最大値※1 - 契約最大払出ガス量 )

- × 流量基本料金単価
- × 当該個別契約の契約期間の月数

※1：払出ガス量の最大値は以下のとおりとします。

- ① 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置する場合  
当該負荷計測器の計量値
- ② 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置しない場合
  - ② - 1 負荷計測器を一切設置しない場合  
契約最大払出ガス量
  - ② - 2 負荷計測器を一部のみ設置する場合  
設置した負荷計測器の計量値に負荷計測器で計量しない部分のガスマーテー能力

## 19. 料金等の支払

- (1) 託送供給料金の支払義務は、次に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
  - ① 檢針日（14（4）①及び16（12）を除きます。）
  - ② 16（13）、（14）又は（15）後段の規定（（12）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日
  - ③ 16（12）前段又は（15）前段の規定（（12）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、ガス量をお知らせした日
- (2) 18に規定する補償料の支払義務は、当該事象を当社が認識した日に発生いたします。
- (3) 23に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生いたします。
- (4) 24に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。
- (5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌月末日といたします。
- (6) 注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生日が属する月の末日といたします。
- (7) (5) (6) に定める支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

### － 託送供給依頼者が当社に支払う場合 －

- (8) 託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「料金等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (9) (8) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。
- (10) (8) の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。
- (11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (12) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。
- (13) 延滞利息の支払義務は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (14) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。
- (15) 託送供給料金、補償料、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

### — 当社が託送供給依頼者に支払う場合 —

- (16) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (17) (16) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (18) (16) の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。
- (19) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (20) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。
- (21) 延滞利息の支払義務は、原則として、(20) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払発生義務日に発生したものとみなします。
- (22) 延滞利息の支払期限日は、(20) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払期限日と同じとします。
- (23) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

## 20. 保証金

- (1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申し込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、当該託送供給依頼者の想定託送供給料金の 3か月分（前 3か月分又は前年同期の同一期間の託送供給料金その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2 年以内といたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者から保証金を預かっている場合において、その託送供給依頼者から支払期限日を経過してもなお料金等及び延滞利息の支払いがなく、かつ、当社の督促後 5 日以内にお支払いがないときは、保証金をもってその料金等及び延滞利息に充当いたします。この場合、保証金の不足分を託送供給依頼者に補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は 29 の規定により託送供給契約が消滅したときは、保証金 ((3) に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。) を速やかにお返しいたします。なお、保証金には利息を付しません。

## 21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

- (1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強及び更新等をする必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスマーター本体費用及び負荷計測器本体費用は当社が負担します。  
また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事については、別途、36 及び 37 に定めるものといたします。
- (2) 用地の確保及び当該用地の契約期間中の使用の継続に要する費用（専ら託送供給の用に供されるものに限ります。）は、託送供給依頼者から申し受けます。
- (3) 託送供給の申し込みに伴い、(1) の工事が発生する場合には、託送供給依頼者と工事に関する契約を別途締結いたします。
- (4) 当社は、(1) の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費を全額申し受けます。
- (6) 当社は、工事費をいただいたのち、次の事情によって工事費に著しい差異が生じたときは、工事完成

後、遅滞なく、精算することといたします。

- ① 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
- ② 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動のあったとき
- ③ その他工事費に著しい差異が生じたとき

(7) 当社の工事着手後、工事に関する契約が変更又は解約される場合(当社の都合による場合を除きます。)は、当社が既に要した費用及び変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

(8) (7)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。

- ① 既に実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。）
- ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
- ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

(9) 工事費は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担といたします。

## IV. 記載事項

### 2.2. 記載事項の実施

- (1) 記載事項依頼者（22において、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）は、記載事項の実施に先立ち、計画払出ガス量を算定し、前日までに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、月間計画払出ガス量（記載事項依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1か月の払出ガス量の計画値の合計をいいます。）を策定し、前月20日までに当社に通知していただくことがあります。
- (2) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、一注入グループに対して、複数の記載事項依頼者が通知した計画払出ガス量がある場合は、注入計画を計画払出ガス量に応じて按分し、記載事項依頼者ごとの注入計画を算定します。
- (3) 振替供給を行う場合、当社は、(2)で算定する注入計画を修正します。
- (4) 当社は、(2)で算定した注入計画((3)による修正があった場合は、修正された注入計画)に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を反映し、注入指示量として記載事項依頼者に通知いたします。
- (5) 記載事項依頼者は、原則として注入指示量と受入ガス量が毎正時から始まる1時間ごとに一致するよう調整するものとします。
- (6) 当社は調整指令を行なうことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものとします。なお、調整指令を行なった場合、記載事項依頼者の受入ガス量は調整指令前の注入指示量を満たしたものとみなします。

### 2.3. 記載事項するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は原則当該日の2日後の注入計画に反映するものとします。
- (2) 每正時から始まる1時間ごとの注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定した金額に消費税等相当額を加えた金額といたします。

(受入ガス量が注入指示量を上回った場合)

$$(受入ガス量 - 注入指示量) \times \text{注入計画乖離単価}$$

(受入ガス量が注入指示量を下回った場合)

$$(注入指示量 - 受入ガス量) \times \text{注入計画乖離単価}$$

なお、注入計画乖離単価については別表第8に定めるものとします。

### 2.4. ガスの過不足の精算

月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、以下のとおりとし、その細目は記載事項契約に定めます。

なお、過不足ガス量は以下の算式により算定します。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

$$\text{月別受入ガス量} - \text{月別払出ガス量}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

$$\text{月別払出ガス量} - \text{月別受入ガス量}$$

- (1) 当社が記載事項を行う全ての記載事項依頼者（以下、「全ての記載事項依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下

の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

(2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者（以下、「特定の託送供給依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含むことがあります。）の過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差異の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

①全ての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V : 月次繰越ガス量

$V_1$  : 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値

$V_2$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

$V_3$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値の合計

また、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

②全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

－ 起因者の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通関LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通関LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) ×70パーセント × 換算係数 + 製造単価}

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通關LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通關LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) ×130パーセント × 換算係数 + 製造単価}

－ 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとし

ます。

なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V : 月次繰越ガス量

$V_1$  : 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値

$V_2$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

$V_3$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値の合計

また、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

#### － 起因者の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量から、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通関LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通関LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) × 70パーセント × 換算係数 + 製造単価}

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量から、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通關LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通關LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) × 130パーセント × 換算係数 + 製造単価}

#### － 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、(4) で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、(4) で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

- (3) (2) (イ) 及び (2) (ロ) の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における「構成比率」及び「換算係数」は、原則として「当社が算定した構成比率」及び「当社が算定した換算係数」といたします。ただし、託送供給依頼者が希望し、当社が認める場合は、当社の定める帳票等の算定根拠を当社に提出する場合に限り、当該託送供給依頼者が当社に託送供給依頼をするガスの構成比率及び換算係数に代えることができます。この値は基本契約に定め、変更はできません。
- (4) 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量の精算に用いる実費相当単価は、精算対象月の託送供給依頼者のガス生産・購入単価に、別表第8に定める製造単価を加算して算定するものとします。

## 2.5. 託送供給の制限等

- (1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状、圧力が託送供給契約と相違する場合は、ガスの注入を中止していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点における当社へのガスの注入又は需要場所における払出を制限又は中止していただきます。
- ① 受入ガス量が当社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合
  - ② 託送供給依頼者又は需要家等が、28に掲げる係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
  - ③ 託送供給依頼者又は需要家等が、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合
  - ④ 託送供給依頼者又は需要家等が、39から42の保安に係る協力又は責任の規定に違反した場合
- (3) 当社は、(1)(2)にかかわらず託送供給依頼者がガスの注入又は払出を制限又は中止しない場合には、託送供給の制限又は中止をする場合があります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。また、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。
- (4) 当社は次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給依頼者にお知らせすることなく、託送供給の制限又は中止をする場合があります。また、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。
- ① 災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合
  - ③ ガス工作物の修理その他工事施工（ガスマーティー等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
  - ⑧ その他当社のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
  - ⑨ その他、託送供給依頼者が、託送供給契約又はその他関連する契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (5) 当社が託送供給の制限又は中止したことによる需要家等からの問い合わせ等に対しては、託送供給依頼者が対応していただきます。
- (6) 託送供給依頼者は、(1)から(5)に定める託送供給の制限等に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

## 2.6. 託送供給の制限等の解除

- (1) 託送供給依頼者は、25(1)(2)によるガスの注入又は払出の制限又は中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議するものといたします。

- (2) 当社は、**25** (3) (4) により託送供給の制限又は中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合は速やかに制限又は中止を解除いたします。
- (3) 託送供給依頼者の責による制限又は中止及びその解除に要する費用は、その制限又は中止の解除に先立って申し受けます。

## 27. 損害の賠償

- (1) **25** (1) (2) の規定に違反して託送供給依頼者がガスの注入又は派出の制限又は中止を行わなかったことにより、又は**25** (3) により当社が損害を受けたときはその損害を賠償していただきます。**25** (4)において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合も同様といたします。
- (2) 当社が、**25** (3) (4) の規定により託送供給の制限又は中止をし、又は**29** の規定により解約をしたために、託送供給依頼者、需要家等又は第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。
- (3) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、原則として託送供給依頼者に対応していただきます。

## 28. 立入り

- (1) 当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者及び需要家等の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は託送供給依頼者及び需要家等の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。
- ① 検針のための作業（ガスマーティー等の確認作業等を含みます。）
  - ② 供給施設の検査のための作業
  - ③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
  - ④ **25** の規定による託送供給の制限又は中止のための作業
  - ⑤ **26** の規定による託送供給の制限又は中止を解除するための作業
  - ⑥ **29** の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
  - ⑦ ガスマーティー等の法定検定期間満了等による取替の作業
  - ⑧ その他保安上必要な作業
- (2) 託送供給依頼者は、(1) に定める需要家等の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

## V. 記送供給契約の継続、変更及び終了等

### 2.9. 記送供給契約の継続、変更及び終了

#### － 基本契約の場合 －

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約 ((2) による変更があった場合には変更後の基本契約) による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の3か月前までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8 (1) に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の3か月前までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。

#### － 3部料金での契約の場合 －

- (4) 個別契約期間の満了日の15日前（以下「基準日」といいます。）までに(5)又は(7)の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続も要さずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、基準日までに払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガス量を超過した個別契約は、原則として同一条件で延長することができないものとし、延長を希望される場合には、基準日までに、当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、(5)の申し込みをしていただきます。また、基準日の翌日から個別契約期間の満了日までに払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガス量を超過した個別契約は、原則として同一条件で延長することができないものとし、この場合、当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、10 (5) に規定する契約の申し込みをしていただく場合があります。
- (5) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、変更を希望する期日の15日前までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、個別契約において、あらかじめ定めている契約最大払出ガス量及び別表4から選択した料金種を変更する場合、(7)の規定に準じることとし、新たな個別契約の開始日は、原則として当社が定例検針を実施する日の翌日といたします。変更の内容によっては、8 (3) に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (6) (5)の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとします。
- (7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、個別契約の期間満了日又は終了を希望される期日までに、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。ただし、供給者切替の場合は託送供給の終了を希望される期日の15日前の日までに、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
- (8) (7)の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日をもって契約が終了するものといたします。この場合、その終了の期日をもって解約の期日といたします。
- (9) 記送供給依頼者は個別契約の終了日に、託送供給の終了に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は、個別契約の終了日を含めて、5営業日以内に行っていただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。
- (10) 記送供給依頼者からの個別契約の終了の申し込みがない場合であっても、既に転居されている等、明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとことがあります。この場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。

#### － 2部料金での契約の場合 －

- (11) 締結済みの個別契約の変更を希望する場合、変更の適用を希望する日以前に、その旨を当社まで申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8 (3) に規定する供給検討を申し込んでいた

だく場合があります。

- (12) (11) の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとします。
- (13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申し込みしていただきます。ただし、供給者切替の場合は託送供給の終了を希望される期日の3営業日前の日までに、個別契約終了の申し込みをしていただきます。
- (14) (13) の申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって個別契約が終了するものとします。
- (15) 託送供給依頼者は個別契約の終了日以降に、託送供給の終了に必要な作業を行い、原則、個別契約の終了日を含めて、5営業日以内に当社へ報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。
- (16) 託送供給依頼者からの申し出がない場合であっても、既に転居されている等明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。その場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。

#### － 共通事項 －

- (17) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約することがあります。
  - ① 25 (1) に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合
  - ② 25 (2) による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ③ 25 (4) による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ④ 託送供給依頼者が、料金等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合
  - ⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの小売供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合
- (18) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社は直ちに託送供給契約を解約できるものといたします。
  - ① 破産、会社更生、民事再生、特別清算又は特別調停等の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき
  - ② 滞納処分による差し押さえ又は保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申し立てがなされたとき
  - ③ 強制執行の申し立てがなされたとき
  - ④ 解散の決議がなされたとき
  - ⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ 31 に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき
  - ⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき
  - ⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
- (19) 託送供給依頼者に (17) 又は (18) のいずれかに該当する事実が発生した場合、19 によらず、支払義務が発生していない料金等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく直ちに債務の全てを弁済していただきます。
- (20) 託送供給契約の終了時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

#### 30. 託送供給契約消滅後の関係

- (1) 託送供給契約期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた料金その他の債権及び債務は、29 の規定

によって託送供給契約が解約されても消滅いたしません。

- (2) 当社は、託送供給契約が解約された後も、ガスマーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。
- (3) 託送供給依頼者は、あらかじめ(2)に定める契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

### 3.1. 名義の変更

託送供給依頼者は託送供給契約期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部若しくは契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合、又は契約に関係のある部分を分割する場合には、託送供給契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を保証していただきます。

### 3.2. 債権の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面による承諾を得ることなく、託送供給に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものといたします。

## **VI. ガス工事**

当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し需要家へ通知していただきます。

### **3.3. ガス工事の申し込み**

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方（以下「工事申込者」といいます。）は、当社が別途定める工事約款に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます（35（1）ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスマーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、需要家等のため、(1) のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等を工事申込者として取り扱います。
- (4) ガスマーターの決定、設置
  - ① 当社は、(1) の申し込みに応じてガスマーターの能力を決定いたします。適正なガスマーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、工事申込者又は需要家等が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。
  - ② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
    - イ オーブン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
    - ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとします。）
  - ③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、工事申込者と協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することができます。
  - ④ 当社は、1需要場所につきガスマーター1個を設置いたします。なお、当社が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスマーターを2個以上設置することがあります。
  - ⑤ 当社は、工事申込者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスマーター等を設置いたします。

### **3.4. ガス工事の承諾義務**

- (1) 当社は、33（1）のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
  - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
  - ② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
  - ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合
- (3) 当社は、(2) によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。

### 3.5. ガス工事の実施

#### — ガス工事の施工者等 —

- (1) ガス工事は、当社が施工いたします。ただし、(2) に定める工事は、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスマーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスマーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
  - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
  - ③ 繰ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
  - ④ 繰ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
  - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
  - ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

#### — 気密試験等 —

- (4) 当社が施工した内管及びガス栓を当社が工事申込者に引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事が施工した内管及びガス栓を承諾工事が工事申込者に引き渡すにあたっては、承諾工事が内管の気密試験を行います。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設への託送供給をお断りすることがあります。

#### — 供給施設の設置承諾 —

- (7) 当社は、3(34)の境界線内において、その需要家等のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、需要家等は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても当社は責任を負いません。
- (8) 当社が、需要家等のために私道に導管を埋設する場合には、需要家等は私道所有者等からの承諾を得ていただきます。

### 3.6. 内管工事に伴う費用の負担

#### — 供給施設の所有区分と工事費 —

- (1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、需要家等は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります((4)(6)(8)において同じ。)。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス

栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

二 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する工事

(4) 需要家等のために設置されるガス遮断装置は、原則として需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。

(5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(6) 需要家等の申し込みによりその需要家等のために設置される整圧器は、需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。

(7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。

(8) 需要家等の申し込みにより設置される昇圧供給装置は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。

(9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします

(10) ガスマーティー及び負荷計測器は当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスマーティーの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。

(11) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。ただし、需要家等の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。

#### － 工事材料の提供と工事費算定 －

- (12) 当社は、工事申込者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。
- ① 当社は、工事申込者が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。
- 工事申込者が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）を工事申込者に負担していただきます。
- ② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）を工事申込者に負担していただきます。
- ③ ②の工事申込者が提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。
- イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること。
- ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること。

#### － 修繕費の負担 －

- (13) 需要家等の所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）は需要家等に負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

### 3.7. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

#### － 工事負担金 －

- (1) 本支管及び整圧器（36（6）の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器（36（6）の整圧器を除きます。）は、当社が他の需要家等への託送供給のためにも使用いたします。
- ① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第6に掲げる本支管及び整圧器のうち、予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといたします。）が別表第7の当社の負担額を超えるときは、その差額。
- ② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のものの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第7の当社の負担額を超えるときは、その差額。
- ③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第7の当社の負担額を超えるときは、その差額。

#### － 複数の工事申込者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 －

- (2) 複数の工事申込者からガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときに

は、その複数の工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

- (3) (2) の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数の工事申込者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれの工事申込者別に割り振り、算定いたします。
- (4) (2) の「1つの工事」とは、同時になされた全ての工事申込者の申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数の工事申込者から共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。
- (6) (5) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数の工事申込者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。この工事負担金は、それぞれの工事申込者ごとの算定を行いません（(8) (9) において同じ。）。
- (7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5) の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (8) (7) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。

#### － 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 －

- (9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
  - ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。  
ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
  - ② 申し込みによるガスの使用予定者への託送供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第7の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。
  - ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

### 3.8. 工事費等の受け取り及び精算

- (1) 当社は、36の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスマーティーの取付作業を含む工事にあってはガスマーティーの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、37の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（36（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に36及び37の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申し受けます。
- (4) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。

- ① 工事の設計後に需要家等の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
- ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更がかったとき
- ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき
- ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

## VII. 保安等

### 3 9. 供給施設の保安責任

託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

- (1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、需要家等の資産となる3(34)の境界線からガス栓までの供給施設については、需要家等の責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、需要家等の承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかに需要家等にお知らせいたします。
- (4) 需要家等が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

### 4 0. 保安に対する託送供給依頼者の協力

- (1) 託送供給依頼者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにガス遮断装置、メーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を託送供給依頼者にしていただく場合があります。なお、その方法は、当社がお知らせします。  
供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) 託送供給依頼者は、当社があらかじめ確認した内容で当社の緊急保安受付窓口を需要家等に周知していただきます。
- (4) 託送供給依頼者は、需要家等がガス漏れを感知した場合において、需要家等から託送供給依頼者へ通知があった際には、当社の緊急保安受付窓口の電話番号を周知すること、電話転送することなどにより、需要家等に緊急保安受付窓口への通知を促す措置をとっていただきます。
- (5) 当社は、託送供給依頼者が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは4(6)に規定するガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 託送供給依頼者は、当社が設置したガスマーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。また、マイコンメーター等の保安機能の設定変更などの操作や接続を行う場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
- (7) 託送供給依頼者は、小売供給契約に起因する事由によりガスの供給を停止した場合には、速やかにその旨を当社に通知していただきます。また、これを解除した場合も同様といいたします。
- (8) 当社は、ガス工作物の維持管理等のために、内管及び消費機器に関する確認が必要であると当社が判断した場合は、託送供給依頼者に協力していただくことがあります。
- (9) 託送供給の開始又は終了時におけるメーターガス栓の開閉作業、及び託送供給中におけるメーターガス栓の開閉作業を託送供給依頼者が行った場合には、その作業結果について、当社が別途定める方法により、作業後速やかに当社へ報告していただきます。  
なお、別途定める範囲において当社がメーターガス栓の開閉作業を行う場合もあります。

### 4 1. 保安に対する需要家等の協力

託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

- (1) 需要家等は、ガス漏れを感じたときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社又は託送供給依頼者は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を需要家等にしていただく場合があります。なお、その方法は、当社又は託送供給依頼者がお知らせします。  
供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1) の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) 需要家等は、39 (3) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、需要家等の構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転、撤去若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、需要家等が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは4 (6) に規定するガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 需要家等は、当社が設置したガスマーティーについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当社は、必要に応じて需要家等の3 (34) の境界線内の供給施設の管理等について需要家等と協議させていただくことがあります。

#### 4.2. 需要家等の責任

託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

- (1) 需要家等は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置は需要家等の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）を需要家等に負担していただきます。
- (2) 需要家等は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
  - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
  - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
  - ③ 4 (6) に規定する供給ガスに適合するものであること。
  - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
  - ⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること。
- (3) ガス事業法第62条において、需要家等の責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
  - ① 需要家等はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
  - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、需要家等は保安業務に協力しなければならないこと。
  - ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、その需要家等が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

#### 4.3. 供給施設等の検査

託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾に

について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスマーティーの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。（2）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスマーティーの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) 需要家等は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、需要家等のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3(40)に定めるガスマーティー以外の計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかるわらず検査料は需要家等に負担していただきます。
- (3) 当社は、(1) 及び (2) に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに託送供給依頼者又は需要家等にお知らせいたします。
- (4) 託送供給依頼者又は需要家等は、当社が (1) 及び (2) に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

#### 4.4. 消費段階におけるガス事故の報告

- (1) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握した情報を託送供給依頼者へ提供いたします。
- (2) 託送供給依頼者は (1) に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて小売供給契約時に交付する書面に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。なお、当社が当該承諾について書面の提出を求めたときには、承諾書等の写しを提出していただきます。

#### 4.5. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。災害時は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものといたします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織・体制に関すること。
- ② 需要家等からの電話対応、マイコンメーター復帰操作、保安閉開栓、需要家等への注意喚起等、災害時に必要な業務に関すること。
- ③ 人員・資機材の確保、教育・訓練等、平常時からの備えに関すること。
- ④ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携・協力に関すること。

## 付則

### 1. 実施期日

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

### 2. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間に限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

### 3. 約款等の閲覧場所等

(1) この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

本 社	愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号
導管部 東部センター	愛知県岡崎市久後崎町字本郷53番地
導管部 北部センター	岐阜県岐阜市加納坂井町2番地
導管部 三重センター	三重県津市南丸之内4番10号

(2) 当社は、需要家の書面による同意が得られていることを条件に、託送供給依頼者からの申し込み（当社の定める様式によります。）に基づき需要家情報を提供します。

### 4. 乖離率に係る暫定的措置

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4 (10) ③及び 24 においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。

## 小売託送供給約款 ／ 別表

### (別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 当社は、(1)及び(2)の規定によって定めた圧力を維持できることによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は賠償の責任を負いません。

(4) 当社は以下のとおり払出エリアを定めます。

#### － 知多から払出すエリア －

(愛知県)

名古屋市、日進市、東郷町、長久手市、豊山町、豊明市、みよし市、東海市、知多市、大府市、半田市、東浦町、刈谷市、知立市、高浜市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、大治町、清須市、一宮市、常滑市、武豊町、碧南市、安城市、阿久比町、岡崎市、豊川市、西尾市、幸田町、蒲郡市、豊田市、瀬戸市、春日井市、小牧市、犬山市、大口町、扶桑町、江南市、あま市、津島市、愛西市、稲沢市、弥富市、飛島村、蟹江町

(岐阜県)

岐南町、北方町、岐阜市、各務原市、笠松町、本巣市、安八町、瑞穂市、大垣市、山県市、大野町、羽島市、美濃加茂市、多治見市、可児市、土岐市、御嵩町

(三重県)

木曽岬町

#### － 四日市から払出すエリア －

(三重県)

朝日町、いなべ市、桑名市、川越町、亀山市、東員町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市

(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

項目	基準値*	備考
標準熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.58～45.42MJ/m <sup>3</sup> N	
ウォッペ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する 算出方法はガス事業法による
燃焼速度	35～47	
比重	1.0未満	空気を1.0とする
付臭剤濃度	11～15mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	5～30°C	

\* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限値であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノックキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等、他）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノックキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

注1：測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

注2：上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

注3：上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

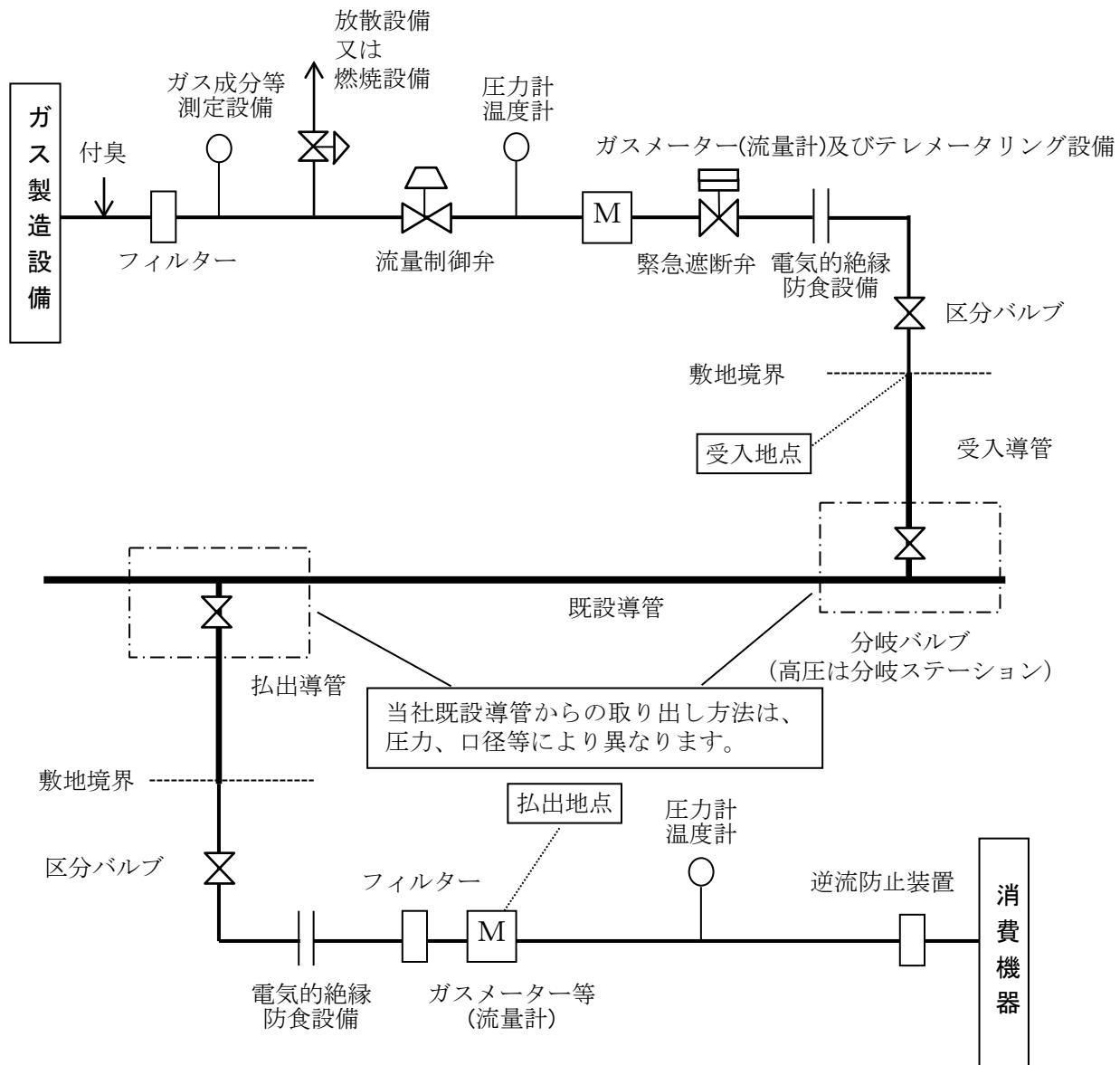
受入のために必要となる設備

設 備 名	機 能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素) ガスの付臭剤濃度の測定 ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスマーティー(流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電気的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ(高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要（概念図）



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

(別表第4) 料金表

託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、1種標準、1種季節別、2種標準、2種季節別、3種標準、3種季節別、4種標準、4種季節別、5種標準及び5種季節別のうち、いずれか1つを選択していただきます。ただし、10(9)の規定により、契約期間が年単位でない個別契約を締結する場合、2種季節別、3種季節別、4種季節別及び5種季節別を選択できないものとします。

なお、従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が4月1日から11月末日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が12月1日から3月末日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

### 1. 1種標準

料金表A：ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：ガス量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：ガス量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D：ガス量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E：ガス量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F：ガス量が500立方メートルをこえる場合に適用いたします。

#### (1) 料金表A

##### ①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	345円
---------------	------

##### ②従量料金単価

1立方メートルにつき	64.25円
------------	--------

#### (2) 料金表B

##### ①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	722円
---------------	------

##### ②従量料金単価

1立方メートルにつき	45.40円
------------	--------

#### (3) 料金表C

##### ①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	833円
---------------	------

##### ②従量料金単価

1立方メートルにつき	43.18円
------------	--------

#### (4) 料金表D

##### ①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	944円
---------------	------

##### ②従量料金単価

1立方メートルにつき	42.07円
------------	--------

(5) 料金表E

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	1,204円
---------------	--------

②従量料金単価

1立方メートルにつき	41.03円
------------	--------

(6) 料金表F

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	3,231円
---------------	--------

②従量料金単価

1立方メートルにつき	36.98円
------------	--------

2. 1種季節別

料金表A：ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：ガス量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：ガス量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D：ガス量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E：ガス量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F：ガス量が500立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(1) 料金表A

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	345円
---------------	------

②従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	56.03円
1立方メートルにつき（冬期）	74.52円

(2) 料金表B

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	722円
---------------	------

②従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	37.18円
1立方メートルにつき（冬期）	55.67円

(3) 料金表C

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	833円
---------------	------

②従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	34.96円
1立方メートルにつき（冬期）	53.45円

(4) 料金表D

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	944円
---------------	------

②従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	33.85円
1立方メートルにつき（冬期）	52.34円

(5) 料金表E

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	1,204円
---------------	--------

②従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	32.81円
1立方メートルにつき（冬期）	51.30円

(6) 料金表F

①定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	3,231円
---------------	--------

②従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	28.76円
1立方メートルにつき（冬期）	47.25円

3. 2種標準

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	33,400円
---------------	---------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	700円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	9.98円
------------	-------

4. 2種季節別

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	33, 400円
---------------	----------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	700円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	8. 47円
1立方メートルにつき (冬期)	13. 46円

5. 3種標準

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	55, 000円
---------------	----------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	980円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	4. 03円
------------	--------

6. 3種季節別

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	55, 000円
---------------	----------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	980円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	3. 42円
1立方メートルにつき (冬期)	5. 44円

7. 4種標準

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	210, 000円
---------------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1, 000円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	2. 07円
------------	--------

## 8. 4種季節別

### (1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	210,000円
---------------	----------

### (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,000円
------------	--------

### (3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	1.75円
1立方メートルにつき（冬期）	2.79円

## 9. 5種標準

### (1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	280,000円
---------------	----------

### (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,020円
------------	--------

### (3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	1.73円
------------	-------

## 10. 5種季節別

### (1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	280,000円
---------------	----------

### (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,020円
------------	--------

### (3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	1.47円
1立方メートルにつき（冬期）	2.34円

## 11. 3部料金における低圧導管利用に係る従量料金単価加算額

3(34)の境界線におけるガスの最高圧力が別表第1(1)に定める、低圧で払い出す場合の圧力の範囲内の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額をえたものを従量料金単価とします。

1立方メートルにつき	1.95円
------------	-------

## (別表第5) 付帯割引料金

### 1. 付帯割引料金の申し込み

- (1) 記載供給依頼者は、以下の条件を満たす場合に限り、高倍率割引料金を申し込むことができます。
- ① 当社と締結する個別契約（以下、「主契約」といいます。）において、3部料金を選択すること。
  - ② 主契約にて定める契約年間託送供給量が、契約最大払出ガス量の4,500倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (2) 高倍率割引料金の申し込みは、本割引を適用する主契約の申込時に、当社の定める様式により以下の項目等を明らかにして、行っていただきます。なお、本割引の適用開始日は、主契約の開始日と同様とします。
- ① 高倍率割引料金の適用の対象となる主契約
  - ② 高倍率割引料金の適用開始日
- (3) 高倍率割引料金の適用対象期間（以下「割引期間」といいます。）は、適用開始日から、個別契約で定める期間とします。
- (4) 主契約の契約期間の途中において、高倍率割引料金を申し込む場合は、払出ガス量の増加などを反映した主契約を改めて締結することとし、その主契約の個別契約開始日から高倍率割引料金を適用することとします。この場合、29の規定を準用します。

### 2. 付帯割引料金の継続及び終了

- (1) 高倍率割引料金の割引期間満了日の15日前までに（2）の申し込みがない限り、当該割引料金を同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、29(5)により、個別契約を変更した場合、変更後の個別契約において、契約年間託送供給量が契約最大払出ガス量の4,500倍（小数点以下切り捨て）以上でない場合は、高倍率割引料金の延長することができないものとします。
- (2) 高倍率割引料金の終了を希望する場合、当社の定める様式により、当該割引料金の適用期間満了日又は終了を希望される期日までに、終了の申し込みをしていただきます。

### 3. 割引料金

当社は、主契約へ適用する高倍率割引料金について16の規定により通知した需要場所のガス量に以下の高倍率割引料金単価を用い算定し、当該主契約の17(6)に定める従量料金から差し引くものとします。なお、割引料金を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

#### 【高倍率割引料金単価】

1立方メートルにつき	0.20円
------------	-------

### 4. 付帯割引料金にともなう補償料

主契約で適用する補償料に加えて、以下の補償料をそれぞれの補償料の支払期限日までに申し受けます。なお、支払の方法については、19の規定を準用します。

#### (1) 適用条件未達補償料

割引期間満了時点において、割引期間における払出ガスの合計値が、契約最大払出ガス量の4,500倍未満（小数点以下切り捨て）であった場合には、当社は割引期間において適用した割引料金を合計した金額に消費税等相当額を加えた額を適用条件未達補償料（以下、「未達補償料」といいます。）として申し受けます。支払期限日は、割引期間満了日の属する月の翌月末日といたします。

#### (2) 高倍率割引中途解約補償料

主契約において、18に定める個別契約中途解約補償料が発生した場合には、付帯割引料金も同時に解約されたものとみなし、割引期間内において適用した割引料金を合計した金額に消費税等相当額を加えた額を、高倍率割引中途解約補償料（以下、「割引中途解約補償料」といいます）として、18の個別契約中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。また、主契約の解約をともなわず、託送供給依頼者の申し出により付帯割引料金を中途解約する場合にも同様の扱いとし、割引中途解約補償料として、解約日の属する月の主契約の託送供給料金の支払期限日までに申し受けます。また（1）の未達補償料と割引中途解約補償料が重複して発生した場合には、当社は、割引中途解約補償料のみを申し受けます。

(別表第6) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	5 0 mm 7 5 1 0 0 1 5 0 2 0 0 3 0 0 4 0 0 ただし、最高使用圧力が0.1 MPa以上の導管を用いる場合には、口径100mm以上といたします。
整 圧 器	5 0 mm 1 0 0 1 5 0

注：当社が上記を上回る大きさの本支管または整圧器が必要と判断する場合には、工事申込者と協議のうえで、口径を決定いたします。

(別表第7) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

(A) により算定される金額に、(B) の係数を乗じた金額とします。

ただし、1需要場所について1年間に託送供給するガス量が、熱量46MJのガスを常温及び常圧10万立法メートル以上託送供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は1需要場所につき1億円（消費税等相当額を含まないものとします。）とします。

(A)

設置するガスマーテーの能力 1立方メートル毎時につき	80, 200円
-------------------------------	----------

(B)

	係数
最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合	1
最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合	2
最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合	4

(別表第8) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価

1. 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりとします。

(注入計画乖離単価)

1立方メートル毎時につき 2.16 円

2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価)

実費相当単価（円） = ガス生産・購入単価 + 製造単価

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用（以下、「ガス生産等費用」といいます。）をガスの生産及び購入等の量（以下、「ガス生産等量」といいます。）で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

ガス生産・購入単価 = ガス生産等費用 ÷ ガス生産等量

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通關LNG価格及び全日本通關LPG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

(2) 製造単価

1立方メートル毎時につき 2.16 円

(別表第9) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

V は、16(13) の規定により算定するガス量

V<sub>1</sub> は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

(別表第10) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

Vは、16(16)の規定により算定するガス量

Pは、2.5キロパスカルを超えて供給する圧力

$V_1$ は、ガスマーターの検針量

(別表第11) 料金の日割計算

日割計算(1)

— 2部料金 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

— 3部料金 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金+流量基本料金×契約最大流量) × 日割計算日数／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

## 日割計算(2)

### － 2部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

#### (1) 日割計算後基本料金

$$\text{定額基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### (2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

### － 3部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

#### (1) 日割計算後基本料金

$$(\text{定額基本料金} + \text{流量基本料金} \times \text{契約最大流量}) \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### (2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

(別表第12)

供給区域

(1) 全域供給区域

名古屋市、日進市、東郷町、長久手市、豊山町、豊明市、みよし市、東海市、知多市、大府市、半田市、東浦町、刈谷市、知立市、高浜市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、大治町、清須市、一宮市、岐南町、北方町、朝日町

(2) 一部供給区域

常滑市	常滑市明和町、末広町、大鳥町、大和町、多屋町、森西町、錦町、大字榎戸字新田山、字浜新田、字替地新田、字井口川のうち市道1248号線以東、字板橋のうち国道155号線以西、字池下のうち国道155号線以西、字平井のうち国道155号線以西、榎戸町、本郷町一丁目、二丁目、三丁目、新浜町字外新田上、字外新田下、大字多屋、鯉江本町、原松町、新開町、北条、陶郷町、千代ヶ丘、栄町、本町、瀬木町、大字北条、大字瀬木、飛香台、奥栄町、奥条、白山町、大曾町、大字奥条、市場町、山方町、保示町、樽水町、塩田町、泉町、井戸田町、大字樽水、大字西阿野字西御堂、字半月のうち市道3159号線以北、阿野町、大字檜原、大字金山、西之口二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、十丁目、大野町、港町二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、矢田のうち県道南柏谷半田線以北、字上和土地のうち県道南柏谷半田線以南、久米字門ヶ脇、字御林、字鎗場、新田町、セントレア、りんくう町、住吉町五丁目、青海町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、北汐見坂、大字蒲池、唐崎町、熊野町、大谷、小鈴谷
武豊町	武豊町 ただし次の字を除く 南小松谷、会下、上原、下原、甚田、島田、原屋敷、山
碧南市	碧南市屋敷町一丁目、四丁目、白砂町、立山町、平山町、田尻町、松江町、六軒町、浜町のうち市道須浜線以西、明石町、須磨町、鷺塚町（簡易ガス団地県営鷺塚住宅の供給地点を除く）、繩手町、塩浜町、雨池町、伊勢町、入船町、玉津浦町、港本町

安城市	<p>安城市高棚町、東栄町、今本町、住吉町、今池町、里町、浜屋町、篠目町、井杭山町、二本木町、箕輪町、緑町、美園町、桜町、御幸本町、大東町、昭和町、明治本町、朝日町、花ノ木町、末広町、尾崎町池裏、北亥池、小繩、南亥池、丸田、柳田、上大繩、西向のうち国道1号線以北、宇頭茶屋町南裏、相生町、日ノ出町、小堤町、錦町、南町、古井町、池浦町、新田町、東新町、旧上条町浜道のうち東海道本線以北、東明町、浜富町、藤井町、安城町、法蓮町、赤松町、弁天町、堀内町、桜井町、東町、姫小川町のうち鹿乗川以西（半野木を除く）、小川町、石井町徳原、五ヶ野、榎前町、和泉町、東端町、根崎町、福釜町、小垣江町、和会町、八ツ田町、谷田町、牛田町、二本木新町、百石町、城南町、大山町、横山町、西別所町、東別所町、北山崎町、別郷町、柿崎町、橋目町、上条町</p>
阿久比町	<p>阿久比町 ただし次の区域を除く 阿久比町大字阿久比、大字矢高、大字植大のうち知多半島道路以西</p>

岡崎市	<p>岡崎市葵町、青木町、赤渋町、曙町、朝日町、伊賀町、伊賀新町、石神町、板屋町、井田町、井田新町、井田西町、井田南町、井内町、稻熊町、池金町、市場町、井ノ口町、井ノ口新町、岩津町、岩津町一丁目、岩津町二丁目、上地一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、上地町（簡易ガス事業上地団地を除く）、魚町、宇頭町（旧安城市尾崎町大塚、北山崎町猪山、西別所町北牛引、戌新畑を除く）、宇頭北町、宇頭南町、宇頭東町、梅園町、恵田町字西三山、字東三山、字北横、字南横、字西前田、字下田、字藤倉、江口一丁目、二丁目、三丁目、大西町、大西一丁目、二丁目、三丁目、大平町、岡町、奥山田町、小呂町のうち東名高速道路以西、東名高速道路以東（字上屋下、字下屋下、字明下、字折バ、字マヘ田、字三乃己田、字清水、字社宮神、字四ツ田を除く）、柿田町、欠町、籠田町、上佐々木町、上里一丁目、二丁目、三丁目、上明大寺町、上六名町、上六名一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、上和田町、亀井町、鴨田町、鴨田本町、鴨田南町、河原町、唐沢町、北本郷町、北野町、久右エ門町、久後崎町、暮戸町、桑原町、康生町、康生通、高隆寺町のうち市道大平田口線以南（字奈良、字阿世保を除く）、字五所合、寿町、小針町、栄町、正名町、城南町、材木町、島町、下青野町字上川田、字花ノ木、字天神、字奥屋敷、字養源寺、字本郷のうち県道安城幸田線以北、真宮町、真伝町、真伝一丁目、真伝二丁目、真福寺町、十王町、庄司田一丁目、二丁目、三丁目、昭和町、城北町、末広町、菅生町、田町、高橋町字土呂道、滝町のうち青木川以南、竜美旭町、竜美大入町、竜美北一丁目、二丁目、竜美新町、竜美台一丁目、二丁目、竜美中一丁目、二丁目、竜美西一丁目、二丁目、竜美東一丁目、二丁目、三丁目、竜美南一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大樹寺一丁目、二丁目、三丁目、大門一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大和町、筒針町、天白町、伝馬通、戸崎町、戸崎新町、戸崎元町、富永町、土井町、百々町、百々西町、堂前町、中町、中岡崎町、中島町、中島中町、中島西町、中島東町、中園町、中田町、中之郷町、新堀町、西阿知和町のうち東名高速道路以西、西魚町、錦町、西大友町、西藏前町、西藏前町一丁目、二丁目、西中町、西本郷町、二軒屋町、仁木町、根石町、合歛木町のうち東海道新幹線以北、能見町、能見通、野畠町、箱柳町のうち市道箱柳線以北、橋目町、鉢地町、柱町、柱一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、柱曙一丁目、二丁目、三丁目、八幡町、八帖町、八帖北町、八帖南町、羽根町、羽根北町、羽根東町、羽根西一丁目、二丁目、三丁目、羽根西新町、針崎町、針崎一丁目、針崎二丁目、東阿知和町のうち青木川以南、東大友町、東蔵前町、東蔵前一丁目、二丁目、東能見町、東本郷町、東牧内町、東明大寺町、日名北町、日名中町、日名西町、日名本町、日名南町、広幡町、吹矢町、福岡町、福寿町、藤川町、藤川荒古一丁目、二丁目、藤川台一丁目、二丁目、三丁目、不吹町、舳越町、蓬莱町、細川町、法性寺町、保母町、洞町、本町通、舞木町、牧御堂町、松橋町、松本町、丸山町、美合町（字京ヶ峰、字道ヶ根、字大新田、字中新</p>
-----	--

岡崎市	<p>田、字本郷のうち県道桑谷柱線以南、字沢渡のうち県道桑谷柱線以南を除く)、美合新町、美合西町、花崗町、三崎町、緑丘一丁目、二丁目、三丁目、南明大寺町、蓑川町、蓑川新町一丁目、二丁目、三丁目、宮地町、明大寺町、明大寺本町、向山町、六名町、六名一丁目、二丁目、三丁目、六名新町、六名東町、六名本町、六名南一丁目二丁目、元欠町、本宿町、本宿茜一丁目、二丁目、本宿台一丁目、二丁目、三丁目、本宿西一丁目、二丁目、元能見町、森越町、門前町、八ツ木町、矢作町、藪田一丁目、二丁目、山綱町一丁目、二丁目、字下平田、字中野、字上中野、字下中野、字中柴、字堤ヶ入、祐金町、竜泉寺町、両町、連尺通、六地蔵町、六供町、六供本町、若松町、若松東一丁目、二丁目、三丁目、若宮町、渡町のうち東海道本線以北、下和田町、坂左右町</p>
豊川市	<p>赤坂町のうち東名高速道路以北、長沢町のうち東名高速道路以北</p>
西尾市	<p>西尾市下羽角町住崎1番地、つくしが丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、駒場町のうち県道岡崎碧南線以東国道23号線以北、竹山町、南中根町小割、曾根、長割、林、五ヶ野、善明町のうち須美川以南、西浅井町二川崎、鴻ノ巣、尾ヶ山、郷西田、藤宿、東藤宿、道坂、小島町(簡易ガス団地県営小島住宅の供給地点を除く)、八ツ面町、熊味町、寄住町、徳次町、北旭町、桜木町、永楽町、矢曾根町、花ノ木町、丁田町、緑町、新渡場、戸ヶ崎町、戸ヶ崎、山下町、住崎町、永吉、永吉町、住崎、新在家町、新在家、道光寺町、道光寺、大給町、今川町、住吉町、城崎町、高畠町、法光寺町、田貫、田貫町、中畑町、中畑一丁目・二丁目、羽塚町、平坂町、平坂吉山、上矢田町、宮町、伊藤、伊藤町、菅原町、新屋敷町、龜沢町、鶴城町、下矢田町、富山町、楠村町、寺津町、寺津、上町、下町、葵町、須田町、本町、錦城町、桜町、吉良町瀬戸、国森町</p>

幸田町	幸田町のうち東海道新幹線以南町道山本深田線以西赤川以北、大字芦谷、大字大草のうち国道 248 号線以西、県道安城幸田線以南、大字相見、大字高力、大字坂崎、大字菱池、大字横落のうち国道 248 号線以西、大字深溝、大字六栗
蒲郡市	蒲郡市竹谷町（国道 247 号線以南かつ尺地川以西を除く）、西迫町、浜町
豊田市	<p>豊田市 ただし次の区域を除く</p> <p>国府町、小峯町、芳友町、下室町、東広瀬町、石野町、力石町、中金町、城見町、中切町、野口町、山中町、千鳥町、成合町、上高町、寺下町、勘八町、滝見町、小呂町、猿投町（別所、瀬戸田を除く）、加納町、広幡町、八草町（愛知環状鉄道以西、愛知環状鉄道の東のうち市道 634 西広見長久手線以北を除く）、大畑町（愛知環状鉄道以西を除く）、田畠町（県道名古屋豊田線以北を除く）、篠原町（愛知環状鉄道以西を除く）、本徳町、舞木町、乙部町（字大沢、字南沢、字外畠、字向山、字前田、字根ノ畠を除く）、保見町（県道名古屋豊田線以南、国道 155 号線以西愛知環状鉄道以北を除く）、枝下町、西広瀬町（県道北一色三河広瀬停車場線以西を除く）、富田町、押沢町、藤沢町、松嶺町、桝塙東町（家下川以北を除く）、幸海町（字割林、字光長、字狐岩、字下御堂下切、字下御堂上切、字池杣、字市田、字市田上切、字酒呑二ツ岩、字ジュリンナ、字関屋、字乗越、字萩平、字八反八畝、字ヒザカタワ、字矢平、字山神を除く）、穂積町、松平志賀町（字石龜、字谷下、字スンダ、字前田、字ソタメ、字南を除く）、岩倉町、巴町、九久平町、鶴ヶ瀬町、中垣内町、加茂川町、滝脇町、長沢町、林添町、大内町、鍋田町、王滝町、石楠町、豊松町、坂上町、松平町、琴平町、渡合町、旧藤岡町（次の欄に記載の地区を除く）、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稻武町</p>
(豊田市)	西中山町、田茂平町のうち県道北一色三河広瀬停車場線以西、深見町のうち国道 419 号線以東県道北一色三河広瀬停車場線以西、字白地釜、字系代、字石神、字才田、字後田、字法花坊、字ヒヤケ、字細田、字鳥目、字広表、字市場、字常楽、字木戸（簡易ガス事業グリーンタウン西中山を除く）、字小畠、字大屋、字水上、藤岡飯野町、御作町

瀬 戸 市	<p>瀬戸市 ただし次の区域を除く 鹿乗町、川平町、定光寺町、曾野町、下半田川町、余床町、八床町、広之田町、上半田川町、白岩町、片草町、井山町、岩屋町、長谷口町、西白坂町、中白坂町、北白坂町、東白坂町、南白坂町、厭山町、巡間町、上山路町、東山路町、山路町、門前町、惣作町、鐘場町、西山路町、若宮町1丁目、上之山町3丁目のうち簡易ガス事業サンハイツ大樹、海上町、広久手町</p>
春 日 井 市	<p>春日井市 ただし次の区域を除く 内津町</p>
小 牧 市	<p>小牧市 ただし次の区域を除く 大字大山（字岩次、字口谷を除く）、大字野口（字九反所西洞、字大平、字大洞、字中田、字岳造を除く）、大字大草（字五反田、字九反所、字違井那、字七重、字古宮、字毛無、字太良、字馬堤、字堂ノ前（県道荒井大草線以南を除く）、字西浦（県道荒井大草線以南を除く）、字久捨（県道神屋稻口線以南を除く）、字藤助洞（県道神屋稻口線以南を除く）、字年上坂（県道神屋稻口線以南中央自動車道以北を除く）、字鹿見ヶ根（中央自動車道以北を除く）、字大野（中央自動車道以北を除く）、字定根洞、字洞之海道、字西上、字大洞、字高根、字丸根、字檀之上、字深洞（県道高蔵寺小牧線以北を除く）を除く）、大字林（大山川以南を除く）</p>

犬山市	犬山市字前田面、字内久保、字樋池、字小洞、字仲田、字鳥屋越のうち準用河川後川以南、字蓮池のうち市道楽田東 179 号線以南、大字善師野のうち名鉄広見線以北、善師野一丁目のうち名鉄広見線以北、善師野二丁目のうち名鉄広見線以北、善師野三丁目のうち名鉄広見線以北
大口町	大口町外坪、大字秋田、旧大字秋田字柳原、字東藪山、字宮浦、字西藪山、字宮前、秋田二丁目、三丁目のうち町道 5 号線以東町道 1214 号線以東、四丁目、高橋、替地二丁目、伝右一丁目、二丁目、大屋敷、丸、大御堂二丁目（旧大字大屋敷字吹野を除く）、大字大屋敷のうち町道南北線以東、字山王道、字白金、字宮前、字高橋、新宮一丁目、二丁目、下小口一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、中小口一丁目、二丁目、三丁目、五丁目、上小口一丁目、二丁目、三丁目、城屋敷一丁目、城屋敷二丁目、萩島一丁目、二丁目、余野一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大字余野、竹田、大字小口、国道 155 号線（北尾張中央道）以南町道豊三線以東、奈良子
扶桑町	扶桑町大字南山名、大字高雄（町道 2 号線以北かつ木津用水以東を除く）、大字柏森、大字斎藤、大字高木

江南市	<p>江南市山王町、前野町、般若町、和田町、小折本町、河野町、田代町（名鉄犬山線以西を除く）、小折東町、安良町、宮田町、後飛保町、村久野町、藤ヶ丘1丁目～7丁目、松竹町郷浦、米野、切野、上野、向島のうち旧大字松竹字向島・字東向島、及び旧大字後飛保字高瀬・字東高瀬、西松竹のうち旧大字松竹字蒲原・字向島、東瀬古のうち旧大字松竹字蒲原・字東瀬古・字天神・字北切野、高山のうち旧大字松竹字大上戸、野白町葭場、野白、西千丸、東千丸、高屋町、飛高町、今市場町、布袋町、布袋下山町、小郷町のうち旧大字小折かつ名古屋鉄道犬山線軌道以西、宮後町、江森町、前飛保町、古知野町、五明町、木賀町、木賀本郷町、木賀東町、赤童子町のうち旧大字赤童子、及び旧大字中奈良字大間・字大間山、尾崎町、北野町、大海道町、寄木町のうち旧大字寄木、東野町、大間町新町、南大間のうち旧大字中奈良字大間・字寅新田、旧大字上奈良字奥山、及び旧大字赤童子、上奈良町、中奈良町一つ目、熊野のうち旧大字中奈良字土蔵・字熊野・字山ノ上、旧大字木賀字神家、旧大字五明字郷裏、石枕町、力長町、勝佐町、山尻町</p>
あま市	<p>あま市 ただし次の区域を除く 七宝町秋竹のうち簡易ガス事業名探七宝団地、七宝町沖之島のうち簡易ガス事業名探沖之島団地、七宝町下田のうち簡易ガス事業名探下田団地、七宝町遠島のうち簡易ガス事業名探七宝団地及び簡易ガス事業名探七反田団地、七宝町徳実のうち簡易ガス事業名探徳実団地、七宝町鯰橋のうち簡易ガス事業名探鯰橋団地、木田のうち簡易ガス事業篠田桜木団地、篠田のうち簡易ガス事業篠田桜木団地、二ツ寺のうち簡易ガス事業美和住宅、乙之子のうち簡易ガス事業名探美和団地、小橋方のうち簡易ガス事業名探美和団地</p>

津島市	津島市神守町（簡易ガス事業越津住宅を除く）、椿市町、光正寺町、大木町、蓑原町、宇治町（簡易ガス事業宇治住宅及び簡易ガス事業宇治団地を除く）、下切町、越津町（簡易ガス事業越津住宅を除く）、牛田町、蛭間町（簡易ガス事業喜多神住宅を除く）、寺野町、牧野町、青塚町（簡易ガス事業青塚団地を除く）、 高台寺町、白浜町、百町、百島町（簡易ガス事業百々島団地及び簡易ガス事業越津住宅を除く）、中一色町のうち日光川以東、大坪町、神尾町、金柳町（簡易ガス事業ニューコーポ金柳を除く）、葉苅町字錦掛、字稻葉、字青塚前、藤浪町三丁目のうち藤浪2号線以北藤浪3号線以西（89番地の2を除く）
-----	--

愛西市	愛西市諸桑町、勝幡町、北河田町郷西、郷前、蓮田、南河田町、持中町佐渡り、諏訪町、小津町、渕高町、西川端町南須原、須原（北須原以北を除く）、杣ノ戸（上兼以南を除く）、大野山町
稻沢市	稻沢市のうち旧稻沢市、 平和町、平和町観音堂、平和町上三宅、平和町中三宅、平和町下三宅、平和町東城郷内、浦之川、元苗代、天神、平和町西光坊、平和町平池、平和町横池、平和町須ヶ谷、平和町法立、 祖父江町森上本郷十一、祖父江町本甲、祖父江町山崎、祖父江町桜方六町、 祖父江町二俣、祖父江町三丸渕
弥富市	弥富市神戸一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、神戸町北新田東ノ切、北新田西ノ切、堤外
飛島村	飛島村のうち大字服岡、大字松之郷、竹之郷、大字飛島新田、大字飛島新田番外地、大字新政成、木場、金岡、西浜、東浜
蟹江町	蟹江町大字須成のうち蟹江川以東、大字今字早稻田、字マコマ坪、宝四丁目、本町五丁目のうち県道弥富名古屋線以南、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、本町十二丁目、城一丁目

岐 阜 市	<p>岐阜市 ただし次の区域を除く</p> <p>大字秋沢、秋沢一丁目、二丁目、大字西秋沢、西秋沢一丁目、二丁目、大字奥、奥一丁目、二丁目、大字外山、外山、大字則松、則松一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字籬倉、籬倉一丁目、二丁目、三丁目、大字安食、大字石谷、大字岩利、大字佐野、大字彦坂、彦坂川上、彦坂川北、彦坂川南、大字上西郷、上西郷一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、中西郷のうち簡易ガス事業第一学ヶ丘ニュータウンおよび第二学ヶ丘ニュータウン、大字村山、大字今川、古市場神田のうち主要地方道岐阜大野線以西、大字古市場のうち簡易ガス事業黒野コーポ、大字交人、大学北二丁目、三丁目、大学西二丁目、深坂一丁目、二丁目、大字打越、大字椿洞、大脇一丁目、二丁目、大字高河原のうち字村添、字松原、字仲原、大字茶屋新田、茶屋新田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大字次木のうち字下吹、字清西、字右門畔、字日置江境、字中吹（市道日置江4号線以北を除く）、字村添（市道日置江4号線以北、市道日置江5号線以北を除く）、大字日置江、日置江一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、大字三輪、大字三輪宮西、大字三輪宮前、大字山県岩、大字山県北野、大字山県岩明光、大字山県岩中、大字山県岩西、大字山県岩東、大字山県岩南、大字出屋敷、大字北野阿原、大字北野北、大字北野西、大字北野西山、大字北野南、大字北野東、大字門屋、大字門屋勢引、大字門屋門、大字門屋溝上、大字門屋字野崎、大字茂地、大字春近古市場北、大字春近古市場南、大字中屋西、大字中屋東、大字森西、大字森東、大字世保、大字世保東、大字世保北、大字世保西、大字世保南、旧柳津町流通センター、旧柳津町大字高桑、旧柳津町大字高桑堤外</p>
-------	---

各務原市	各務原市 ただし次の区域を除く 鵜沼大安寺町、各務字車洞、各務字北山、各務東町、前渡西町、前渡北町、下切町、松本町、山脇町、上中屋町、大野町、成清町、神置町、川島渡町、川島北山町、川島笠田町
笠松町	笠松町 ただし次の区域を除く 若葉町
本巣市	本巣市早野、数屋、隨原、七五三、屋井、見延、三橋、仏生寺、上保、北野、春近、浅木、海老、上真桑、輕海、小柿、国領、下福島、下真桑、十四条、宗慶、温井、政田（簡易ガス事業 真正団地を除く）
安八町	大野、東結、宝江、南條
瑞穂市	瑞穂市穂積、馬場、馬場前畠町、馬場上光町、馬場春雨町、馬場小城町、馬場北町、生津、生津滝坪町、生津内宮町、生津外宮東町、生津外宮前町、生津天王町、生津天王東町、只越、別府（簡易ガス事業 雇用促進住宅穂積宿舎、および旭化成住宅を除く）、本田、稻里、野田新田、牛牧、宝江、犀川、犀川堤外地、東結、祖父江、野白新田
大垣市	大垣市墨俣町さい川、墨俣町さい川堤外地、墨俣町墨俣、墨俣町先入方、墨俣町二ツ木

山 縣 市	山県市東深瀬、高富、佐賀、高木
大 野 町	大野町大字相羽（簡易ガス事業 みどり団地を除く）
羽 島 市	羽島市竹鼻町、竹鼻町狐穴、竹鼻町蜂尻、竹鼻町飯柄（東逆川以南を除く）、竹鼻町神楽、竹鼻町西野町、竹鼻町錦町、竹鼻町丸の内一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、福寿町本郷、福寿町平方、福寿町浅平、福寿町間島、福寿町千代田一丁目、福寿町浅平一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、福寿町平方一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、福寿町間島一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、舟橋町、舟橋町出須賀一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、舟橋本町一丁目、二丁目、四丁目、五丁目、舟橋町宮北一丁目、二丁目、江吉良町、堀津町、堀津町須賀北一丁目、上中町、小熊町川口、小熊町島、小熊町足近新田、小熊町島一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、小熊町川口前、小熊町川口一丁目、小熊町島前、小熊町島新道、新生町一丁目、二丁目、三丁目、足近町南之川、正木町曲利、正木町新井、正木町三ツ柳、正木町須賀、正木町須賀本村、正木町不破一色、正木町森十四丁目、十五丁目、十六丁目、正木町坂丸一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、正木町大浦新田八丁目（羽島用水の東を除く）、正木町大浦、正木町南及、正木町須賀池端、正木町須賀赤松、正木町須賀小松
美濃加茂市	あじさいヶ丘

多治見市	多治見市小名田町小滝、西ヶ洞、大石原、岩ヶ根、草ノ頭、西山、可児郷、東谷、別山、悪洞、野田内、四丁目、西坂町、明和町、滝呂町八丁目、九丁目（簡易ガス事業雇用促進住宅滝呂宿舎を除く）、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十七丁目、幸町、昭栄町、大原町十一丁目、高田町二丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、東山、金岡町、虎渓山町、住吉町、長瀬町、岩ヶ峠、長湫のうち中央自動車道以北、東栄町一丁目のうち中央自動車道以北、二丁目のうち中央自動車道以北、前畠町、小田町、弁天町、宮前町、大日町、栄町、豊岡町、虎渓町、本町（土岐川以南を除く）、大正町、田代町、音羽町、白山町、笠原町、池田町、上山町、旭ヶ丘、精華町、上野町、十九田町、姫町
可児市	可児市桜ヶ丘、阜ヶ丘、大字久々利柿下入会地字柿下山、字浅間山、大森、大字下切のうち姫川以西・市道4076以南・市道4030以南、大字今のうち国道248号バイパス以東、姫ヶ丘、大字下切谷迫間入会、広見、大字長洞、土田、禪台寺、中恵土、下恵土、広眺ヶ丘、今渡、羽崎
土岐市	土岐市下石町字西山、土岐津町大字土岐口のうち国道19号線以南、妻木川の西（ただし、字古井、字下流、字西ノ原、字鍛冶畑、字山ノ田、字水洞、字西釜、字釜畑、字上流、字順礼洞、字前田、字千田表、字宮前を除く）、御幸町、土岐ヶ丘
御嵩町	上恵土
木曽岬町	木曽岬町大字白鷺のうち国道23号線以南（簡易ガス事業 白鷺川団地を除く）、大字松永
いなべ市	いなべ市大安町門前、大井田、北勢町麻生田、員弁町上笠田、員弁町市之原（字上山田川、字下山田川、字小僧脇を除く）、平古、大泉新田字山田、大泉のうち国道421号線以北

桑名市	相川町、油町、相生町、一色町、入江葭町、今片町、今中町、今北町、伊賀町、内堀、馬道一丁目、江戸町、駅元町、益生町、片町、萱町、川口町、鍛冶町、春日町、掛樋、北魚町、京町、北寺町、京橋町、北鍋屋町、紺屋町、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、三之丸、三榮町、參宮通、清水町、新町、新屋敷、新地、職人町、新築町、新矢田一丁目、新矢田二丁目、末広町、住吉町、船馬町、桑栄町、外堀、田町、太一丸、大央町、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、中央町四丁目、中央町五丁目、千代田町、堤原、伝馬町、殿町、常盤町、西矢田町、西鍋屋町、八幡町、八間通、蓮見町、東矢田町、東鍋屋町、風呂町、福江町、本町、宝殿町、宮通、三崎通、南魚町、宮町、南寺町、三ツ矢橋、明正町、元赤須賀、柳原、矢田磧、有楽町、吉津屋町、吉之丸、梅園通、桜通、立花町一丁目、立花町二丁目、霞町一丁目、霞町二丁目、神楽町一丁目、神楽町二丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、汐見町一丁目、汐見町二丁目、汐見町三丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、東太一丸、新倉持、神成町一丁目、神成町二丁目、福島新町、新西方一丁目、新西方二丁目、新西方三丁目、新西方四丁目、新西方五丁目、新西方六丁目、新西方七丁目、大山田一丁目、大山田二丁目、大山田三丁目、大山田四丁目、大山田五丁目、大山田六丁目、大山田七丁目、大山田八丁目、筒尾一丁目、筒尾二丁目、筒尾三丁目、筒尾四丁目、筒尾五丁目、筒尾六丁目、筒尾七丁目、筒尾八丁目、筒尾九丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田六丁目、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目、藤が丘三丁目、藤が丘四丁目、藤が丘五丁目、藤が丘六丁目、藤が丘七丁目、藤が丘八丁目、藤が丘九丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目、松ノ木三丁目、松ノ木四丁目、松ノ木五丁目、松ノ木六丁目、松ノ木七丁目、松ノ木八丁目、星見ヶ丘一丁目、星見ヶ丘二丁目、星見ヶ丘三丁目、星見ヶ丘四丁目、星見ヶ丘五丁目、星見ヶ丘六丁目、星見ヶ丘七丁目、星見ヶ丘八丁目、星見ヶ丘九丁目、赤須賀「1, 2番組、2, 4番組、獣師町、新甫田、三丁目」、上野「松之下、笠松、下夕之割、宮之下、西谷、庄右エ門新田」、尾野山「尾野山」、江場「北郷、勢以口、江場屋敷、宮之島、正金繩、長折、貝戸、寺前、中野、内中野、中繩、神戸、観音堂、柳之町、小平太繩」、東方「市之繩、打上田、堅繩、矢田野、中折、掛越、福島前、東川原、尾弓田、細貝道、城下、寺屋敷、上之越、徳成、立坂、尾畠、西場様、岸西、日物谷、播磨前、高塚畠、堂島(土島)、畠若」、東汰上「千倉畠、大苗代、鎌地繩、八反田、前田、井口、半会」、東野「真改、鎌堀」、福島「南沢、北小島、甚内、川戸、立代、矢田野、屋敷割、川田、大山田澤」、星川「森忠前、尾崎、里、中山、赤禿、下八尾、半之木、拾弐、宇賀、水龜、谷口、山神堂、八尾、掛木、楠谷、堂ヶ峰、新長坂」、増田のうち三岐鉄道北勢線以北、本願寺「西裏、山之裏、大塚、小野山、笠松、西川原、市之繩、大堀、南崩、北崩」、矢田「大塚、小野山、城山、笠松、未之改、川成、有王、崩、三反長」、安永「一区割、二区割、三区割、四区割、五区割、六区割、七区割、八区割、九区割、拾区割、拾壱区割」、蓮花寺「三反田(但し簡易ガス事業雇用促進住宅蓮花寺宿舎の供給地点を除く)、宇賀、惣作、鍋
-----	--

桑名市	<p>谷、西広、城山、神田、馬喰谷、東広、清水原、小家葉、草原谷、高塚下、石原、皿ヶ谷、岩坂、若林、藤谷、大丸、広谷、敷谷、北小家葉、惣林」、芳ヶ崎「大谷」、上之輪新田「沢側、南沢、西沢、後割、千倉山、北龜山」、北別所「高塚山、谷山、南畠、福地、高塚、井戸谷、池之割、岸西下、天神広、天神ヶ丘、千物谷、流、蔵金坊、中繩、高塚町一丁目、高塚町二丁目、高塚町三丁目、高塚町四丁目、高塚町五丁目、高塚町六丁目」、桑名「上錢瓶、下錢瓶、棚田、深田、12番、北浜、石ヶ瀬、葭山、砂割、鷹場、太一丸」、小貝須「東之島、甚右エ門繩、柳原、彦右エ門、才兵衛繩、二番割、橋爪、安楽、三太繩、矢田繩、新堀北、市之坪、若田繩、八反田、隋屋敷」、坂井「茶山、奥山」、繁松新田「西之割、東之割」、地蔵「新甫田、三丁目、三畝割、一反割」、太夫「東浦、中条割、西浦、富士山」、大福「畑田、大門、太夫殿給、宮東、寺跡、雀塚、中野、市之坪、矢田東」、西方「南外面、中外面、北外面、文四郎起、霞ヶ岡、宮之浦、笹山、北之広、南之広、馬坂下、斧崎、小葉地下、中田、南小母様、梅ノ木戸、大谷、岩花、楚婦上、大鶴、内代、焼尾、筒尾谷、河原谷、奥新田、小河原、塙釜、鳩ヶ巣、欠之前、小谷、石間塚、一之谷、中才、宗上、西谷(西方)」、西別所「上野前、倉持、小池、中沢、石曾根、奥沢、榛谷、山畠、東谷、山坂下、新山畠、愛宕山、蠍山、駒広」、額田、播磨「沢南、宮東、宮西、源兵衛、六畝割、鳥打、鰐尻、西新田、小谷、鉄砲場、欠之前、奥上谷、大代、佛谷、笹尾、眞虫谷、大山田、奥新田、小筒尾、焼尾、内代、中才、大鶴、ソブ上、岩花、大行寺、寺西、向ヒ谷、小母様、向欠田、ダリ、石佛、岸西下、象光坊」、五反田「野田之谷」、大字東金井のうち町屋川以西でJR関西線以東、大字桑部、城山台、大字西金井、大字西汰上、大字和泉、多度町御衣野、下野代、美鹿、長島町駒江、松蔭、浦安</p>
川越町	川越町大字高松、大字豊田
亀山市	白木町、布氣町、関町白木一色、関町会下、太岡寺町
東員町	大字長深、大字中上、笹尾西、笹尾東、城山

四日市市	四日市市松寺一丁目、二丁目、三丁目、蒔田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、西富田町、西富田二丁目、三丁目、十志町、垂坂町、南垂坂町、東垂坂町、天ヶ須賀一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、住吉町、富田一色町、平町、富州原町、松原町、富双一丁目、二丁目、大字茂福、富田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東富田町、茂福町、富田浜元町、富田浜町、東茂福町、南富田町、霞一丁目、二丁目、浜園町、東坂部町、坂部ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、東ヶ谷、小杉町、小杉新町、大谷台一丁目、二丁目、山之一色町のうち東名阪自動車道以東（簡易ガス事業大沢台団地を除く）、大字羽津、南いかるが町、別名一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、羽津中一丁目、二丁目、三丁目、大宮西町、緑丘町、山手町、富士町、金場町、大宮町、羽津山町、羽津町、城山町、白須賀一丁目、二丁目、三丁目、八田一丁目、二丁目、三丁目、みゆきヶ丘一丁目、二丁目、大字西阿倉川、大字東阿倉川、大字末永、清水町、野田一丁目、二丁目、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、本郷町、末永町、三ツ谷東町、陶栄町、滝川町、浜一色町、京町、川原町、高浜町、東新町、新浜町、三郎町、午起一丁目、二丁目、三丁目、高浜新町、西町、元町、西新地、中部、北町、諏訪町、西浦一丁目、二丁目、堀木一丁目、二丁目、中町、八幡町、新々町、新町、北浜町、北条町、浜町、元新町、本町、沖の島町、高砂町、千歳町、尾上町、北納屋町、藏町、中納屋町、大協町一丁目、二丁目、相生町、南納屋町、稲葉町、諏訪栄町、浜田町、朝日町、幸町、栄町、三栄町、西末広町、中浜田町、南浜田町、新正一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、北浜田町、十七軒町、昌栄町、南起町、末広町、寿町、曙町、曙一丁目、二丁目、九の城町、西浜田町、浜田、鶴の森一丁目、二丁目、安島一丁目、二丁目、大字赤堀、大字松本、松本一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、西松本町、青葉町、大字大井手、赤堀南町、赤堀一丁目、二丁目、三丁目、赤堀新町、城東町、城西町、城北町、石塚町、西伊倉町、大井手一丁目、二丁目、三丁目、中川原一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、芝田一丁目、二丁目、ときわ一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、伊倉一丁目、二丁目、三丁目、久保田一丁目、二丁目、大字日永、大字泊村、大字六呂見、海山道町一丁目、二丁目、三丁目、大浜町、大井の川町一丁目、二丁目、三丁目、雨池町、大字馳出、大字大治田、日永一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、泊山崎町、泊町、追分一丁目、二丁目、三丁目、前田町、日永東一丁目、二丁目、三丁目、泊小柳町、日永西一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、東日野町、東日野一丁目、二丁目、西日野町、室山町、八王子町、小林町、高花平一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、笹川一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、大字塩浜、塩浜本町一丁目、二丁目、三丁目、中里町、塩浜町、小浜町、東邦町、御薙町一丁目、二丁目、馳出町一丁目、二丁目、三丁目、七ツ屋町、松泉町、宝町、川合町、浜旭町、石原町、大池町、高旭町
------	---

四日市市	<p>宮東町一丁目、二丁目、三丁目、柳町、三田町、采女町のうち国道1号線以東並びに鈴鹿川支流内部川および内部川支流足見川以北、采女が丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、波木町のうち内部川支流足見川以北、波木が丘町、貝家町のうち飛地、森ヶ山町、小古曽町、小古曽一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、下之宮町、南松本町、浮橋一丁目、二丁目、川島町、別山一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中村町のうち東名阪自動車道以東、萱生町のうち東名阪自動車道以東、西坂部町、字岩之谷、大矢知町、波木南台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、坂部台一丁目、二丁目、阿倉川新町、富田栄町、楠町本郷、楠町北五味塚、楠町南五味塚、小生町、川北一丁目、川北二丁目、河原田町、貝塚町、下さざらい町、小牧町</p>
鈴鹿市	<p>鈴鹿市平田町字平田野、平田中町、平田新町、平田本町一丁目、二丁目、平田一丁目、二丁目、弓削一丁目、二丁目、岡田一丁目、二丁目、三丁目、竹野一丁目、竹野二丁目、算所、平田東町、阿古曽町、大池一丁目、二丁目、三丁目、住吉、住吉町、平野町筒井川以東、庄野共進一丁目、二丁目、三丁目、庄野羽山、国府町、西條町、西条、地子町、安塚町字野瀬、末広町、末広北一丁目（旧末広町字千歳ヶ原を除く）、二丁目、三丁目、末広南一丁目（旧末広町字千歳ヶ原を除く）、二丁目、三丁目、石垣一丁目、二丁目、三丁目、末広西、采女が丘町、高岡町のうち鈴鹿川以北、高岡台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、野町、野町中一丁目、二丁目、三丁目、野町東一丁目、二丁目、野町西一丁目、二丁目、三丁目、野町南一丁目、白子町、東旭ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目（簡易ガス事業イトーピア鈴鹿団地を除く）、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、中旭が丘、南旭が丘、西玉垣町、南玉垣町、桜島町、江島町のうち近鉄名古屋線以西、江島</p>

鈴鹿市	台一丁目、二丁目、北江島町、中江島町、南江島町、白子、白子駅前、神戸、神戸本多町、岸岡町、三日市、矢橋一丁目、二丁目、三丁目、十宮町、十宮一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、須賀一丁目、二丁目、三丁目、岡田町、三日市町、稻生、稻生こがね園、稻生塩屋、庄野東、道伯町、道伯、三日市南、算所町、寺家、野辺二丁目、鈴鹿ハイツ、長太栄町、南長太町
津市	津市白塚町、栗真小川町、栗真中山町、栗真町屋町、一身田豊野、一身田町、一身田平野、一身田中野、一身田大古曾、夢が丘一丁目、二丁目、一身田上津部田、河辺町のうち近畿自動車道伊勢線以東美濃屋川以北、鳥居町、広明町、羽所町、大谷町、桜橋一丁目、二丁目、三丁目、島崎町、江戸橋一丁目、二丁目、三丁目、上浜町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、栄町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、万町津、新立町津、北町津、東町津、新東町塔世、中河原、住吉町、高州町、末広町、相生町、愛宕町、乙部、大門、寿町、港町、なぎさまち、海岸町、北丸之内、丸之内、西丸之内、東丸之内、南丸之内、丸之内養正町、中央、東古河町、西古河町、押加部町、神納町、神納、博多町、桜田町、八町一丁目、二丁目、三丁目、新町一丁目、二丁目、三丁目、南新町、大園町、美川町、川添町、大字南河路、岩田、修成町、幸町、大倉、西阿漕町岩田、本町、南中央、柳山津興、船頭町津興、三重町津興、下弁財津興、上弁財町、阿漕町津興、八幡町津、藤枝町、津興、垂水、野崎垣内岩田、八幡町藤方、上弁財町津興、南が丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、藤方、半田字小川、字川田、字石田、字池町、字朝日、字狐ヶ谷、字平木、字五反田、字上村、字上寺、字上出、字松ヶ枝、字片間、字日下、字尺目、字高松、字笠取、字真虫谷、字口青谷、字長峰、字すげ、字稗原、字四十九山、字奥青谷、字口中面、字奥中面、神戸字宮崎、字大木、字中垣内、字小世古、字西垣内、字西谷、字西の口、字平田、字曾根、字北浦、字切田、字与市垣内、字品田、字神田、字津婦、字文田、字横田、字八太、野田字一八、字鎌切、字稻葉、字鎌部、および旧南河路に限る、観音寺町、渋見町、長岡町、大里窪田町のうちJR紀勢線以東で県道津・関線以南、大里川北町字中尾、字岡、字東谷、字池之谷、字北伝、字明尺、字下大町、字道下、字上大町、字桐谷、字宮の谷、字長峰、大里山室町字百石、字大谷、字恐し、字乾谷、字堀越、字菖蒲、字小屋が谷、字東谷、字天王前、大里小野田町字下八知、

津 市	<p>字八知、字菖蒲、字菅谷、字小山田、大里野田町字欠山、字石田、字小山田、大里睦合町字北谷、字長峰、字東山、字天堤、字雉子の木、字薬師谷、字松本、雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、納所町、北河路町、高茶屋小森町、字竹縄、字丸田のうち国道23号線以西、字焼野、字四ツ野、高茶屋一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、城山一丁目、二丁目、三丁目、あのつ台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、青葉台一丁目、二丁目、三丁目、緑が丘一丁目、二丁目、高茶屋小森上野町、牧町、川方町久居新町、久居寺町、久居烏木町、久居西鷹跡町、久居東鷹跡町、久居万町、久居中町、久居射場町、久居明神町、久居小野辺町、久居野村町、久居井戸山町、戸木町、森町、久居持川町、久居北口町、久居幸町、久居相川町、久居桜が丘町、久居元町、久居旅籠町、久居本町、久居二ノ町、久居野口町河芸町上野、南黒田字山沖、字山王、字内垣内、字元里、安濃町太田字倉谷、字穴谷、字宮城のうち町道太田25号線以南</p>
松 阪 市	<p>松阪市愛宕町、愛宕町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、挽木町、湊町、平生町、五十鈴町、白粉町、日野町、新町、新座町、殿町、魚町、中町、中町六丁目、本町、西町、川井町（松阪第二環状線以西で近鉄山田線以北および百々川以西を除く）、黒田町、鎌田町、朝日町、朝日町一区、石津町、高町のうち愛宕川以西、若葉町、大口町、春日町一丁目、二丁目、三丁目、南町、長月町、茶与町、京町、京町一区、桜町、中央町、末広町一丁目、二丁目、泉町、五月町、東町、宮町、清生町、幸生町のうち名古須川以北、垣鼻町のうち金剛川以北、大津町のうち県道鳥羽松阪線以南で金剛川以西、字小深田のうち近鉄山田線以南、田原町のうち金剛川以北、久保町、下村町、上川町字口田、字大黒、字深田、字沢潟、船江町、久米町、塚本町のうち近鉄山田線以南およびJR紀勢本線以北、井村町、西之庄町、駅部町、山室町、萌木町、内五曲町、外五曲町、大黒田町、五反田町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、広陽町、大足町、阿形町、久保田町、郷津町、御殿山町、小黒田町、田村町、中道町、小津町字上ノ庄、字中ノ割、字下ノ割、字一ノ割、中林町、曾原町、小舟江町、肥留町、西肥留町、嬉野野田町、嬉野中川町、嬉野町、嬉野中川新町一丁目、嬉野中川新町二丁目、嬉野中川新町三丁目、嬉野中川新町四丁目</p>

伊勢市	<p>伊勢市宇治中之切町、宇治浦田町（旧宇治浦田町滝倉に限る）、宇治浦田一丁目、二丁目、三丁目、宇治今在家町、桜木町、中之町、中村町、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本一丁目、二丁目、三丁目、岡本町、岩淵町、岩淵一丁目、二丁目、三丁目、吹上一丁目、二丁目、河崎一丁目、二丁目、三丁目、船江一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、豊川町（豊受大神宮宮域を除く）、本町、宮後一丁目、二丁目、三丁目、一之木一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、一志町、八日市場町、大世古一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、曾禰一丁目、二丁目、宮町一丁目、二丁目、常磐町、常磐一丁目、二丁目、三丁目、浦口一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、二俣一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、二俣町、辻久留一丁目、二丁目、三丁目、中島一丁目、二丁目、宮川一丁目、二丁目、竹ヶ鼻町、小木町、神社港、下野町字鳴新田、字東條、字中條、字西條、字里裏、字御堂藪、字里前、字下野新田、字江川田、字小釣、字慶法寺、字高田、馬瀬町、神田久志本町、神久一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、黒瀬町字八幡前、字向山、字中山際、字稻荷谷、字根幸谷、字山添、字頭谷、字鯛釣岩、字中尾のうち国道23号線以北、字西池之尻のうち国道23号線以北、字西河のうちJR参宮線以南、勢田町字滝ヶ谷、字鷹泊、字中山、字杉谷、字永代山、字車沖、字八束、字岩崎、字船江山、字津摩利石、字中起、字瀧ノ口、字里中、藤里町、旭町、楠部町、朝熊町字外中田、字藪際、字向谷、字不聞山、字昼河、字辰巳谷、字長分、字延命谷、字江更、字中田、字備中谷、字鷺谷、字大口、字馬越シ、字立岩、字込田、字浜田、字貝楠部、字とと川、字西谷、字亀ヶ森、字寿し田、字鴨谷、字西橘、字七郎田、字東谷、字白桃ヶ谷、字芦ヶ谷、字里晝河、字菴ヶ谷、字横枕、字子良ヶ江古、字岩田、字杢ヶ口、字宮ノ後、字保田、字鯱ノ尾、字名古砂のうち伊勢二見鳥羽ライン以北、字五味ヶ崎のうち伊勢二見鳥羽ライン以北、字杉葉崎のうち伊勢二見鳥羽ライン以北、田尻町、前山町、御薙町高向字下千田、字上千田、字小橋、字置土、字潜り子、字下三本松、字落合、字名古佐、字下蓼原のうち近鉄山田線以東、字井の口のうち近鉄山田線以東、字野池のうち近鉄山田線以東、字沖河原、字的場、字二ツ屋、字北之世古、字南世古、字西新出、字上万條、字東新出、字下万條のうち国道23号線以南、字高野、字一丁畷、御薙町長屋字清水、字吉祥、字下里中、字西浦、字東浦、字稻葉、字脇ノ田、字丁塚、字五本松、字桜本、字喜佐野、字溝畷、字小向、字又兵衛山、字春木川原、御薙町王中島、御薙町新開、中村町桜ヶ丘、辻久留町</p>
-----	--

## 小売託送供給約款 ／ 付録

### 1. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。

### 2. 当社窓口

#### (1) 託送供給検討、託送供給契約のお申し込み、その他のお問い合わせ

東邦ガス株式会社（本社）  
供給管理部 託送サービスグループ 託送受付センター  
住 所：愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号  
TEL：052（872）9598

#### (2) 情報提供に関するお問い合わせ

東邦ガス株式会社（本社）  
供給管理部 託送サービスグループ 託送情報センター  
住 所：愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号  
TEL：052（872）9597

#### (3) 緊急保安受付窓口

東邦ガス株式会社  
供給防災部 緊急保安センター  
TEL：（愛知県）052（872）9238  
（岐阜県）058（272）0088  
（三重県）059（224）0225

### 3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

この約款に基づく託送供給の可否については、以下の方法に基づいて判定します。

#### [1. 単独のガス導管の圧力計算]

- ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

[起点1と終点2を結ぶ単独のガス導管の輸送能力計算式]

##### 【高中圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{10000(P_1^2 - P_2^2)D^5}{SLg^2}}$$

$Q$  : ガスの流量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )

$P_1$  :  $P_2$  : 起点、終点における絶対圧力 (MPa)

$D$  : 内径 (cm)

$S$  : ガスの比重 (空気を 1 とする)

$K$  : 流量係数

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 ( $9.80665\text{m/s}^2$ )

##### 【低压導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{1000HD^5}{SLg}}$$

$Q$  : ガスの流量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )

$H$  : 起点圧力と終点圧力の差 (kPa)

$D$  : 内径 (cm)

$S$  : ガスの比重 (空気を 1 とする)

$K$  : 流量係数

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 ( $9.80665\text{m/s}^2$ )

## [2. 網状に連絡したガス導管網の圧力計算]

網状のネットワークを形成している導管網の圧力・流量の算定は、ガス需要量の分布、本支管の口径・延長・配置、整圧器の位置等にもとづき、単独のガス導管の圧力・流量計算式を組み合わせ、次の2つの条件を満足する圧力・流量を繰り返し計算によって行います。

①各節点の流入ガス量と流出ガス量は等しい  
という条件

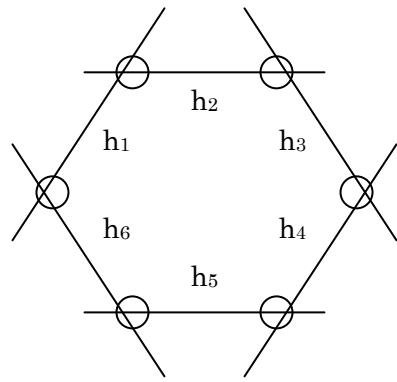
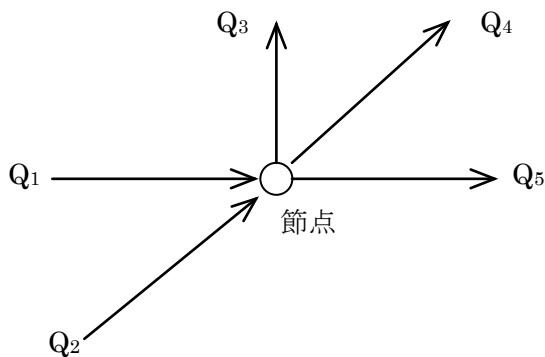
$$Q_1 + Q_2 = Q_3 + Q_4 + Q_5$$

一般的には  $\sum \pm Q_i = 0$

②各ループ、節点の計算圧力の間に矛盾がない  
という条件

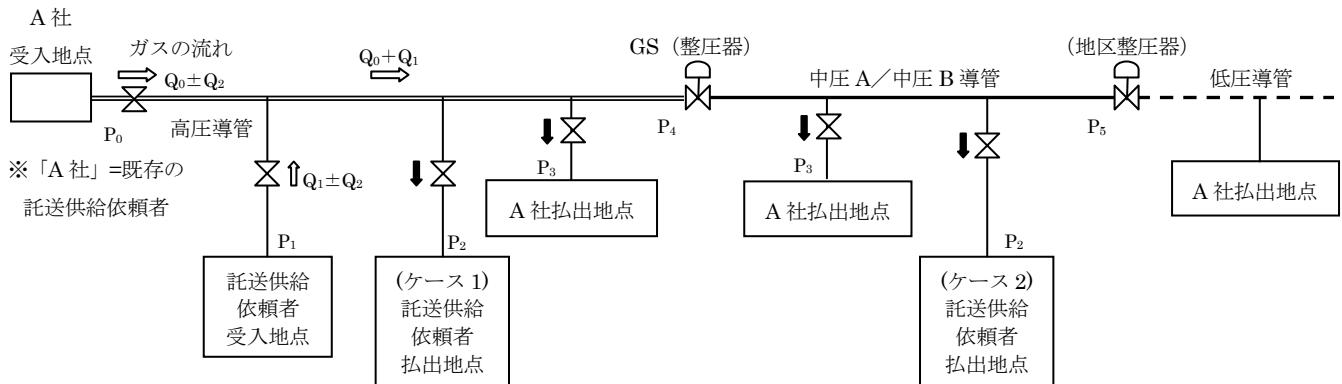
$$h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + h_6 = 0$$

一般的には  $\sum \pm h_i = 0$



### [3. 託送供給の可否判定]

高中圧導管網での託送供給可否判定の考え方の概略を以下に示します。



[凡例]

$P_0$  : A社ガスの受入圧力

$Q_0$  : A社の最大受入ガス量

$P_1$  : 託送供給依頼者のガス受入圧力

$Q_1$  : 託送供給依頼者の最大受入ガス量

$P_2$  : 託送供給依頼者のガス払出圧力

$Q_2$  : 日次繰越ガス量、月次繰越ガス量

$P_3$  : A社のガス払出圧力

$P_4$  : 高圧幹線網末端の GS (整圧器) 到着圧力

$P_5$  : 中圧幹線網末端の地区整圧器到着圧力

#### ケース 1：単一の圧力階層の場合

[条件]  $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
 $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力  
 $Q_{1+Q_2} <$  託送供給依頼者の供給力

を満足する場合、託送供給可能と判定

#### ケース 2：複数の圧力階層にまたがる場合

[条件]  $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
 $P_5 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
 $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力  
 $Q_{1+Q_2} <$  託送供給依頼者の供給力

を満足する場合、託送供給可能と判定

## 連 結 託 送 供 紿 約 款

(導管の連結点で払い出す託送供給)

平成29年4月1日実施

東邦瓦斯株式会社

## 連結託送供給約款 目次

### I. 基本事項

- 1. 約款の適用
- 2. 託送供給約款の認可及び変更
- 3. 用語の定義
- 4. 引受条件
- 5. 提供を受けた情報の取り扱い
- 6. 日数の取り扱い
- 7. 実施細目

### II. 託送供給契約の申し込み

- 8. 検討の申し込み
- 9. 託送供給の可否の検討及び通知
- 10. 契約の申し込み及び成立
- 11. 承諾の義務
- 12. 託送供給契約の単位

### III. ガス量等の算定

- 13. 検針
- 14. ガス量の単位
- 15. ガス量の計量及び算定
- 16. 精算料等の支払
- 17. 保証金
- 18. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

### IV. 託送供給

- 19. 託送供給の実施
- 20. 託送供給するガス量の差異に対する措置
- 21. ガスの過不足の精算
- 22. 託送供給の制限等
- 23. 託送供給の制限等の解除
- 24. 損害の賠償
- 25. 立ち入り

### V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

- 26. 託送供給契約の継続、変更及び終了
- 27. 託送供給契約消滅後の関係
- 28. 名義の変更
- 29. 債権の譲渡

### VI. 保安等

- 30. 供給施設等の検査
- 31. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

## 付則

1. 実施期日
2. 定期修理時等における取り扱い
3. 約款等の閲覧場所等
4. 乖離率に係る暫定的措置

## 別表

- (別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア
- (別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法
- (別表第3) ガスの受入のために必要となる設備
- (別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価
- (別表第5) ガスマーテーの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式
- (別表第6) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

## 付録

1. この約款の適用
2. 当社窓口
3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

## I. 基本事項

### 1. 約款の適用

- (1) 当社が以下の要件を全て満たす託送供給を行う場合、供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
- ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。ただし、当社「小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）」が適用となる場合を除く。
  - ② 託送供給の派出が連結点で行われること。
  - ③ 4に規定する引受条件に適合すること。
- (2) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意したうえで、託送供給を申し込んでいただきます。10の定めに従い託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

### 2. 託送供給約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて設定したもので
- す。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受け、又は経済産業大臣に届け出て、こ
- の約款を変更することがあります。この場合、供給条件は、変更後の託送供給約款によります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社の事業所及び当社ホームページにおいて、変更後の約款の
- 内容及びその効力発生時期を周知いたします。

### 3. 用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

#### (1) 託送供給依頼者

ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みをする方を含みます。）をいいます。

#### (2) 熱量

摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの

総熱量をいいます。

#### (3) 標準熱量

ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によって

測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

#### (4) 圧力

受入地点・連結点におけるガスの静圧力をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したもの

をいいます。

#### (5) 最高圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。

#### (6) 最低圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

#### (7) 受入地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をい

ります。

#### (8) 連結点

託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを導管から払い出すガスの受渡地点（需要場

所を除く。）であって、当社が維持・運用する導管と他のガス導管事業者が維持・運用する導管とが連

絡する地点をいいます。

(9) 需要場所

需要家（ガスを供給する相手方のうち卸供給先事業者以外の者をいいます。）が、託送供給依頼者から供給された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。

(10) 託送供給契約

託送供給約款及び基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。

(11) 基本契約

個別契約に定める事項を除き、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。

(12) 個別契約

連結点ごとに適用される事項を定める契約をいいます。

(13) 契約年間託送供給量

託送供給契約で定める契約月別託送供給量の1年間の合計量をいいます。

(14) 契約月別託送供給量

託送供給契約で定める月別の託送供給量をいいます。

(15) 受入ガス量

当社が一の託送供給依頼者から受入地点で受け入れる1時間ごとのガス量をいいます。

(16) 払出ガス量

当社が託送供給依頼者に連結点で払い出す1時間ごとのガス量をいいます。

(17) 契約最大受入ガス量

託送供給契約に定める受入ガス量の最大値をいいます。

(18) 契約最大払出ガス量

託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます。

(19) 計画払出ガス量

託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1日の払出ガス量の計画値の合計をいいます。

(20) 月別受入ガス量

一託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日0時を起点として、当該月末24時までの1か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の総量をいいます。

(21) 月別払出ガス量

一託送供給依頼者の各連結点における1か月ごとの払出ガス量を合計したものをい、当社が別途定める算式により算定するものをいいます。

(22) 注入グループ

払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。

(23) 払出エリア

任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定するものとし、別表第1に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

(24) 注入計画

導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(25) 振替供給

託送供給依頼者がガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、当社からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。

(26) 月次繰越ガス量

月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガス量をいいます。

(27) 日次繰越ガス量

0時を起点として当該日24時までの1日ごとの注入指示量又はこれに調整指令を反映させたガス量と受入ガス量に生じた差の合計値をいいます。

(28) 注入指示量

当社が託送供給依頼者に通知した受入地点ごとの導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(29) 調整指令

当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。

(30) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。

(31) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスマーター及びそれらの付属施設をいいます。

(32) 本支管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまつた水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関する承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすこと。
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
- ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。

(33) 整圧器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(34) ガスマーター

注入計画乖離補償料又は過不足ガス量精算料の算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(35) ガス工事

供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(36) 検針

ガス量を算定するために、ガスマーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。

(37) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(38) 卸供給先事業者

託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営むものをいいます。

(39) 事業者間精算契約

当社が、連結点で導管が接続している他のガス導管事業者と締結する契約をいいます。

#### 4. 引受条件

当社は、以下の条件に適合する託送供給をこの約款により引き受けます。

- (1) ガスの受入が、当社の導管において行われるものであること。
- (2) ガスの派出が連結点において行われるものであること。なお、振替供給を要する場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること。

- (3) 1連結点、1託送供給依頼者について、1個別契約であること。なお、複数連結点が同一の派出エリアに属する等当社が認める場合は、複数連結点、1託送供給依頼者について、1個別契約であること。
- (4) 受入地点から連結点へ当社の導管で接続されており、かつ連結点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等であること。
- (5) 託送供給するガス量その他の託送供給条件が、受入地点から連結点への当社の導管の供給能力の範囲内であること、及び当社導管系統運用上において当社の託送供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。
- (6) 受け入れるガスが、別表第2に定める基準を満たし、需要家のガス使用に悪影響がないこと。また、受け入れるガスが別表第2の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。
- (7) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。
- (8) 託送供給依頼者が、基本契約の期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。
- (9) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表第3に掲げる設備等（個別のケースごとに最大流量等に応じてその具体的な内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- (10) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。  
なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいう。
  - ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量
  - ② 日次繰越ガス量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
  - ③ 月次繰越ガス量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
- (11) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。
- (12) 託送供給依頼者において、保安上又はガスの安定供給上必要な場合に迅速な対応が可能な体制・設備を有すること。

## 5. 提供を受けた情報の取り扱い

当社は、託送供給依頼者より提供を受けた情報については、託送供給及び保安業務の目的以外に使用いたしません。

## 6. 日数の取り扱い

この約款において、日数は、初日を含めて算定いたします。

## 7. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、託送供給契約に定めるほか、そのつど託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。  
なお、当社は、必要に応じて、卸供給先事業者又は事業者間精算契約の当社の相手方となるガス導管事業者と別途協議を行うことがあります。

## II. 記載事項の申込み

### 8. 検討の申し込み

#### － 受入検討の申し込み －

(1) 製造設備の新設、変更に伴い、製造設備の接続に関する検討（以下「受入検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして当社に受入検討の申し込みをしていただきます。受入検討申し込みは1受入地点につき1検討といたします。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 受入地点
- ② 最大受入ガス量
- ③ 受入開始希望日
- ④ 受入ガスの性状と圧力
- ⑤ 受入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、検討に際して費用を要した場合はその額に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

#### － 供給検討の申し込み －

(3) 連結点に対するガスの派出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、原則、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、連結点単位に、当該連結点で導管が接続している他のガス導管事業者と協議・合意のうえ、1検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みにあたり、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 連結点
- ② 月別託送供給量及び年間託送供給量
- ③ 派出開始希望日
- ④ 最大派出ガス量
- ⑤ 流量変動（1日における1時間あたりのガスの流量の変動）
- ⑥ 払い出すガスの圧力
- ⑦ 連結点における導管口径
- ⑧ その他当社が必要と認める事項

(4) 供給検討にあたり、試掘調査など別途費用を要する場合にはその費用に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

### 9. 記載事項の可否の検討及び通知

(1) 当社は、8の受入検討の申し込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から3か月以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。

(2) 当社は、8の供給検討の申し込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から3か月以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申し込みに係る派出の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。

(3) 申し込みの内容により、(1)(2)に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。

## 10. 契約の申し込み及び成立

### － 基本契約の申し込みの場合 －

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の3か月前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。
- (2) 基本契約の申し込みに際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に基本契約の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものといたします。
- (4) 基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。

### － 個別契約の申し込みの場合 －

- (5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給期間の最初の日（以下「託送供給開始日」といいます。）までに、個別契約の申し込みをしていただきます。ただし、託送供給依頼者が倒産した場合、その他当社がやむを得ないと判断した場合には、これらの日より後に、個別契約の申し込みをしていただけることがあります。個別契約の申し込みにあたり、基本契約の申し込みを事前に行っていただきます。
- (6) 個別契約の申し込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に行っていただきます。
- (7) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものといたします。なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申し込みを承諾いたします。
- (8) 個別契約の期間は、基本契約の期間内とし、原則として1年単位といたします。
- (9) 当社は、やむを得ない理由によって個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。

## 11. 承諾の義務

- (1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2)(3)(4)に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
  - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
  - ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等により託送供給能力が減退した場合
  - ③ 申し込まれたガスの受入地点、連結点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
  - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能又は著しく困難な場合
- (3) 当社は、22の託送供給の制限等の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社との他の託送供給契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、託送供給依頼者が、4の引受条件で定める条件又は9(1)(2)で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2)(3)(4)により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。

## 12. 託送供給契約の単位

- (1) 当社は、1 託送供給依頼者について、1 基本契約を締結いたします。
- (2) (1) にかかわらず、当社は、当該託送供給依頼者が別途当社と当社「小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）」に基づく基本契約を締結する場合は、原則として、その内容も含めた1 基本契約を締結いたします。なお、この場合、16 及び 19 から 21 の規定について、当社「小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）」と一体として取り扱います。
- (3) 当社は、1 連結点、1 託送供給依頼者について、1 個別契約をもって託送供給を行います。なお、複数連結点がある場合であっても、当該複数連結点が同一の払出エリアに属する等当社が認める場合は、1 個別契約を適用します。それぞれの個別契約は1 基本契約に属するものといたします。

### III. ガス量等の算定

#### 13. 検針

##### － 受入地点の検針 －

- (1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。また、その詳細は別途定めます。
- (2) ガスマーティーの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものといたします。

##### － 連結点の検針 －

- (3) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。また、その詳細は別途定めます。
- (4) 当社は、(3)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
- ① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者からの申し込みにより、ガスマーティーを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）
  - ② 26に定めるところにより、個別契約を終了した日
  - ③ ガスマーティーを取り替えた日
  - ④ その他当社が必要と認めた日
- (5) ガスマーティーの取替又は検査等によりガスマーティーにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める方法によりガス量を算定します。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、災害、感染症の流行、その他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

#### 14. ガス量の単位

特に定めがない限り、ガス量は立方メートル単位の整数とし、検針時には小数点以下は読みません。

#### 15. ガス量の計量及び算定

##### － 受入地点のガス量の計量及び算定 －

- (1) 当社は、原則として13(1)又は(2)の値に温度及び圧力等の補正を行うことにより、受入ガス量を算定することとし、その詳細は別途定めます。
- (2) 当社は、(1)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。
- (3) 受入地点において当社が認める場合には、託送供給依頼者が指定する機器で計量を行う場合があります。

##### － 連結点のガス量の計量及び算定 －

- (4) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより、当該1か月のガス量を算定いたします。

なお、ガスマーティーを取り替えた場合には、取り外したガスマーティー及び取り付けたガスマーティーそれぞれにより算定された期間中のガス量を合算して、当該1か月のガス量といたします。

- (5) (4)の「検針日」とは、次の日をいいます((6)において同じ)。

- ① 13(3)及び(4)①②④の日であって、実際に検針を行った日。ただし、あらかじめ当社が指定了した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。

- ② (8)の規定によりガス量を算定した場合は、検針をすべきであった日

- (6) 一の連結点において当該託送供給に係るガスの派出と同時に他のガスの派出が行われる場合は、原則として、月別派出ガス量（この場合、当社の維持・運用する導管から払い出されたガスを受け入れる他

のガス導管事業者が需要場所で計量し、算定した当該1か月のガス量を用いて算定する場合があります。)に基づき(4)の値を按分し、当該1か月のガス量を算定いたします。ただし、当該託送供給に係るガス量を区分して算定できないと当社が判断した場合は、協議の上、(4)にかかわらず、19(1)で定める計画払出ガス量を踏まえて、当該1か月のガス量を算定する場合があります。

(7) 当社は、(4)の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

#### － 災害・ガスマーター故障等の場合の連結点におけるガス量算定等 －

- (8) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の当該1か月のガス量は、当社「小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）」の16(8)から(11)に準じて算定します。なお、後日ガスマーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)に準じてガス量を算定し直します。
- (9) 当社は、ガスマーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスマーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第5の算式によりガス量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (10) 当社は、ガスマーターの故障、災害等によるガスマーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分、前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスマーターによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、ガス量を算定いたします。
- (11) 当社は、別表第1(2)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第6の算式によりガス量を算定いたします。

### 16. 精算料等の支払

- (1) 20に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生いたします。
- (2) 21に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。
- (3) 注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生日が属する月の末日といたします。

#### － 託送供給依頼者が当社に支払う場合 －

- (4) 注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「精算料等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (5) (4)の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。
- (6) (4)の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。
- (7) 精算料等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、精算料等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から受けます。
- (8) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる精算料等を支払われた直後に支払義務が発生する精算料等とあわせてお支払いいただきます。
- (9) 延滞利息の支払義務は、原則として、(8)の規定に基づきあわせて支払っていただく精算料等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (10) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(8)の規定に基づきあわせて支払っていただく精算料等の支払期限日と同じとします。
- (11) 延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

#### － 当社が託送供給依頼者に支払う場合 －

- (12) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。

- (13) (12) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (14) (12) の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。
- (15) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (16) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する過不足ガス量精算料とあわせてお支払いいたします。
- (17) 延滞利息の支払義務は、原則として、(16) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払発生義務日に発生したものとみなします。
- (18) 延滞利息の支払期限日は、(16) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払期限日と同じとします。
- (19) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

## 17. 保証金

- (1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申し込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、別途協議の上、定めた額の保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者から保証金を預かっている場合において、その託送供給依頼者から支払期限日を経過してもなお精算料等及び延滞利息の支払いがなく、かつ、当社の督促後 5 日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその精算料等及び延滞利息に充当いたします。この場合、保証金の不足分を託送供給依頼者に補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は 26 の規定により託送供給契約が消滅したときは、保証金 ((3) に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。) を速やかにお返しいたします。なお、保証金には利息を付しません。

## 18. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

- (1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強及び更新等をする必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスマーター本体費用は当社が負担します。
- (2) 用地の確保及び当該用地の契約期間中の使用の継続に要する費用（専ら託送供給の用に供されるものに限ります。）は、託送供給依頼者から申し受けます。
- (3) 託送供給の申し込みに伴い、(1) の工事が発生する場合には、託送供給依頼者と工事に関する契約を別途締結いたします。
- (4) 当社は、(1) の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費を全額申し受けます。
- (6) 当社は、工事費をいただいたのち、次の事情によって工事費に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。
- ① 工事の設計後に託送供給依頼者の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
  - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
  - ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動のあったとき

④ その他工事費に著しい差異が生じたとき

(7) 当社の工事着手後、工事に関する契約が変更又は解約される場合(当社の都合による場合を除きます。)  
は、当社が既に要した費用及び変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

(8) (7)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。

① 既に実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。）

② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及  
び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）

③ 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含みます。）

④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

(9) 工事費は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。なお、振込手数料は託送供  
給依頼者の負担といたします。

## IV. 記載事項

### 19. 記載事項の実施

- (1) 記載事項依頼者（19において、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）は、記載事項の実施に先立ち、計画払出ガス量を算定し、前日までに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、月間計画払出ガス量（記載事項依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1か月の払出ガス量の計画値の合計をいいます。）を策定し、前月20日までに当社に通知していただくことがあります。
- (2) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、一注入グループに対して、複数の記載事項依頼者が通知した計画払出ガス量がある場合は、注入計画を計画払出ガス量に応じて按分し、記載事項依頼者ごとの注入計画を算定します。
- (3) 振替供給を行う場合、当社は、(2)で算定する注入計画を修正します。
- (4) 当社は、(2)で算定した注入計画((3)による修正があった場合は、修正された注入計画)に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を反映し、注入指示量として記載事項依頼者に通知いたします。
- (5) 記載事項依頼者は、原則として注入指示量と受入ガス量が毎正時から始まる1時間ごとに一致するよう調整するものとします。
- (6) 当社は調整指令を行なうことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものとします。なお、調整指令を行なった場合、記載事項依頼者の受入ガス量は調整指令前の注入指示量を満たしたものとみなします。

### 20. 記載事項するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は原則当該日の2日後の注入計画に反映するものとします。
- (2) 每正時から始まる1時間ごとの注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定した金額に消費税等相当額を加えた金額といたします。

(受入ガス量が注入指示量を上回った場合)

$$(受入ガス量 - 注入指示量) \times \text{注入計画乖離単価}$$

(受入ガス量が注入指示量を下回った場合)

$$(注入指示量 - 受入ガス量) \times \text{注入計画乖離単価}$$

なお、注入計画乖離単価については別表第4に定めるものとします。

### 21. ガスの過不足の精算

月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、以下のとおりとし、その細目は記載事項契約に定めます。

なお、過不足ガス量は以下の算式により算定します。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

$$\text{月別受入ガス量} - \text{月別払出ガス量}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

$$\text{月別払出ガス量} - \text{月別受入ガス量}$$

- (1) 当社が記載事項を行う全ての記載事項依頼者（以下、「全ての記載事項依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます。）において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下

の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

(2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者（以下、「特定の託送供給依頼者」には、当社がガス小売事業を行う場合には当社を含むことがあります。）の過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差異の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

①全ての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V : 月次繰越ガス量

$V_1$  : 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値

$V_2$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

$V_3$  : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値の合計

また、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(4) で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

②全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

－ 起因者の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通関LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通関LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) ×70パーセント × 換算係数 + 製造単価}

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通關LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通關LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) ×130パーセント × 換算係数 + 製造単価}

－ 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4) で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4) で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとし

ます。

なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V : 月次繰越ガス量

V<sub>1</sub> : 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値

V<sub>2</sub> : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

V<sub>3</sub> : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値の合計

また、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

#### － 起因者の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量から、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通関LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通関LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) × 70パーセント × 換算係数 + 製造単価}

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量から、月次繰越ガス量を超過したガス量 ×

{(精算対象月の全日本通關LNG価格×構成比率 + 精算対象月の全日本通關LPG価格  
×構成比率 + 石油石炭税等租税課金) × 130パーセント × 換算係数 + 製造単価}

#### － 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、(4) で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から、月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、(4) で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

- (3) (2) (イ) 及び (2) (ロ) の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における「構成比率」及び「換算係数」は、原則として「当社が算定した構成比率」及び「当社が算定した換算係数」といたします。ただし、託送供給依頼者が希望し、当社が認める場合は、当社の定める帳票等の算定根拠を当社に提出する場合に限り、当該託送供給依頼者が当社に託送供給依頼をするガスの構成比率及び換算係数に代えることができます。この値は基本契約に定め、変更はできません。
- (4) 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量の精算に用いる実費相当単価は、精算対象月の託送供給依頼者のガス生産・購入単価に、別表第4に定める製造単価を加算して算定するものとします。

## 2.2. 託送供給の制限等

- (1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状、圧力が託送供給契約と相違する場合は、ガスの注入を中止していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点における当社へのガスの注入又は連結点における払出を制限又は中止していただきます。
- ① 受入ガス量が当社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合
  - ② 託送供給依頼者が、25に掲げる係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
  - ③ 託送供給依頼者が、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合
- (3) 当社は、(1) (2) にかかわらず託送供給依頼者がガスの注入又は払出を制限又は中止しない場合には、託送供給の制限又は中止をする場合があります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給依頼者にお知らせすることなく、託送供給の制限又は中止をする場合があります。
- ① 災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合
  - ③ ガス工作物の修理その他工事施工（ガスマーティー等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑥ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
  - ⑦ その他当社のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
  - ⑧ その他、託送供給依頼者が、託送供給契約又はその他関連する契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合

## 2.3. 託送供給の制限等の解除

- (1) 託送供給依頼者は、22 (1) (2) によるガスの注入又は払出の制限又は中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議するものといたします。
- (2) 当社は、22 (3) (4) により託送供給の制限又は中止をした場合において、その理由となつた事実が解消された場合は速やかに制限又は中止を解除いたします。
- (3) 託送供給依頼者の責による制限又は中止及びその解除に要する費用は、その制限又は中止の解除に先立って申し受けます。

## 2.4. 損害の賠償

- (1) 22 (1) (2) の規定に違反して託送供給依頼者がガスの注入又は払出の制限又は中止を行わなかったことにより、又は22 (3) により当社が損害を受けたときはその損害を賠償していただきます。22 (4)

において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合も同様といたします。

- (2) 当社が、**22** (3) (4) の規定により託送供給の制限又は中止をし、又は**26** の規定により解約をしたために、託送供給依頼者、事業者間精算契約の当社の相手方となるガス導管事業者、託送供給依頼者若しくは卸供給先事業者の需要家又は第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。
- (3) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、事業者間精算契約の当社の相手方となるガス導管事業者、託送供給依頼者若しくは卸供給先事業者の需要家又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、原則として託送供給依頼者に対応していただきます。

## 2.5. 立入り

- (1) 当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者あるいは事業者間精算契約の当社の相手方となるガス導管事業者の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は託送供給依頼者あるいは事業者間精算契約の当社の相手方となるガス導管事業者の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。
  - ① 検針のための作業（ガスマーティー等の確認作業等を含みます。）
  - ② 供給施設の検査のための作業
  - ③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
  - ④ **22** の規定による託送供給の制限又は中止のための作業
  - ⑤ **23** の規定による託送供給の制限又は中止を解除するための作業
  - ⑥ **26** の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
  - ⑦ ガスマーティー等の法定検定期間満了等による取替の作業
  - ⑧ その他保安上必要な作業
- (2) 託送供給依頼者は、(1) に定める事業者間精算契約の当社の相手方となるガス導管事業者の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、当該ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。

## V. 記送供給契約の継続、変更及び終了等

### 2.6. 記送供給契約の継続、変更及び終了

#### — 基本契約の場合 —

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約 ((2) による変更があった場合には変更後の基本契約) による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の3か月前までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8 (1) に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の3か月前までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。

#### — 個別契約の場合 —

- (4) 個別契約期間の満了日の1か月前までに (5) 又は (7) の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続きもさすに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、個別契約期間の満了日の1か月前までに払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガス量を超過した個別契約は、同一条件で延長することができないものとし、(5) の申し込みがない場合は当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、10 (5) に規定する契約の申し込みをしていただく場合があります。
- (5) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、変更を希望する期日の1か月前までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8 (3) に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (6) (5) の申し込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものとします。
- (7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、個別契約の期間満了日又は終了を希望される期日の1か月前までに、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
- (8) (7) の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日をもって契約が終了するものといたします。この場合、その終了の期日をもって解約の期日といたします。

#### — 共通事項 —

- (9) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約することができます。
  - ① 22 (1) に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合
  - ② 22 (2) による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ③ 22 (4) による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
  - ④ 託送供給依頼者が、精算料等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合
  - ⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合
- (10) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社は直ちに託送供給契約を解約できるものといたします。
  - ① 破産、会社更生、民事再生、特別清算又は特別調停等の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき
  - ② 滞納処分による差し押さえ又は保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申し立てがなされたとき
  - ③ 強制執行の申し立てがなされたとき
  - ④ 解散の決議がなされたとき

- ⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ 28 に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき
  - ⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき
  - ⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
- (11) 託送供給依頼者に (9) 又は (10) のいずれかに該当する事実が発生した場合、16 よらず、支払義務が発生していない精算料等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく直ちに債務の全てを弁済していただきます。
- (12) 託送供給契約の終了時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

## 27. 託送供給契約消滅後の関係

- (1) 託送供給契約期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた精算料等その他の債権及び債務は、26 の規定によって託送供給契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 当社は、託送供給契約が解約された後も、ガスマーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

## 28. 名義の変更

託送供給依頼者は託送供給契約期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部若しくは契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合、又は契約に関する部分を分割する場合には、託送供給契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を保証していただきます。

## 29. 債権の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面による承諾を得ることなく、託送供給に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものといたします。

## **VI. 保安等**

### **3 O. 供給施設等の検査**

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスマーティーの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスマーティーの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) 当社は、(1) に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに託送供給依頼者にお知らせいたします。
- (3) 託送供給依頼者は、当社が (1) に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

### **3 1. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力**

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。災害時は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものといたします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織・体制に関すること。
- ② 人員・資機材の確保、教育・訓練等、平常時からの備えに関すること。
- ③ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携・協力に関すること。

## 付則

### 1. 実施期日

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

### 2. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間に限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

### 3. 約款等の閲覧場所等

(1) この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

本 社	愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号
導管部 東部センター	愛知県岡崎市久後崎町字本郷53番地
導管部 北部センター	岐阜県岐阜市加納坂井町2番地
導管部 三重センター	三重県津市南丸之内4番10号

(2) 当社は、需要家の書面による同意が得られていることを条件に、託送供給依頼者からの申し込み（当社の定める様式によります。）に基づき需要家情報を提供します。

### 4. 乖離率に係る暫定的措置

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4 (10) ③及び 21 においては「5 パーセント」を「5 パーセント（暫定措置対象者は 10 パーセント）」と読み替えます。

## 連結託送供給約款 ／ 別表

### (別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 当社は、(1)及び(2)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は賠償の責任を負いません。

(4) 当社は以下のとおり払出エリアを定めます。

#### － 知多から払出すエリア －

(愛知県)

名古屋市、日進市、東郷町、長久手市、豊山町、豊明市、みよし市、東海市、知多市、大府市、半田市、東浦町、刈谷市、知立市、高浜市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、大治町、清須市、一宮市、常滑市、武豊町、碧南市、安城市、阿久比町、岡崎市、豊川市、西尾市、幸田町、蒲郡市、豊田市、瀬戸市、春日井市、小牧市、犬山市、大口町、扶桑町、江南市、あま市、津島市、愛西市、稲沢市、弥富市、飛島村、蟹江町

(岐阜県)

岐南町、北方町、岐阜市、各務原市、笠松町、本巣市、安八町、瑞穂市、大垣市、山県市、大野町、羽島市、美濃加茂市、多治見市、可児市、土岐市、御嵩町

(三重県)

木曽岬町

#### － 四日市から払出すエリア －

(三重県)

朝日町、いなべ市、桑名市、川越町、亀山市、東員町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市

(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

項目	基準値*	備考
標準熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.58～45.42MJ/m <sup>3</sup> N	
ウォッペ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する 算出方法はガス事業法による
燃焼速度	35～47	
比重	1.0未満	空気を1.0とする
付臭剤濃度	11～15mg/m <sup>3</sup> N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること
受入温度	5～30°C	

\* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限値であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノックキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等、他）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノックキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

注1：測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

注2：上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

注3：上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

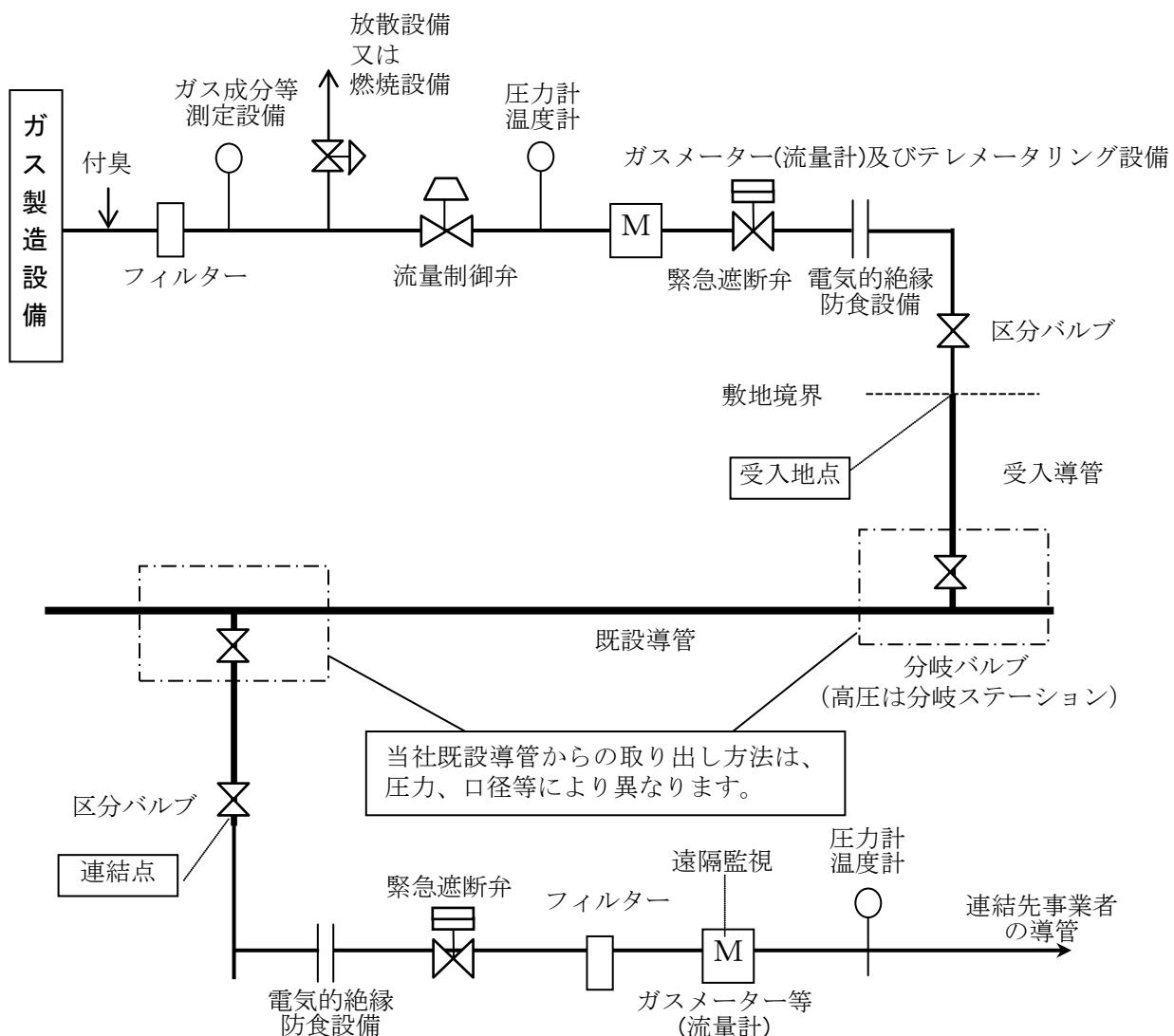
受入のために必要となる設備

設 備 名	機 能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素) ガスの付臭剤濃度の測定 ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスマーティー(流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電気的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ(高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

注1: 設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2: 上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要（概念図）



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

(別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価

1. 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりとします。

(注入計画乖離単価)

1立方メートル毎時につき 2.16 円

2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価)

実費相当単価（円） = ガス生産・購入単価 + 製造単価

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用（以下、「ガス生産等費用」といいます。）をガスの生産及び購入等の量（以下、「ガス生産等量」といいます。）で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

$$\text{ガス生産・購入単価} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通關LPG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通關LNG価格及び全日本通關LPG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

(2) 製造単価

1立方メートル毎時につき 2.16 円

(別表第5) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

V は、15(9)の規定により算定するガス量

V<sub>1</sub> は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

(別表第6) 2.5キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

Vは、15(11)の規定により算定するガス量

Pは、2.5キロパスカルを超えて供給する圧力

$V_1$ は、ガスマーターの検針量

## 連結託送供給約款 ／ 付録

### 1. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。

### 2. 当社窓口

託送供給検討、託送供給契約のお申し込み、その他のお問い合わせ

東邦ガス株式会社（本社）

供給管理部 託送サービスグループ 託送受付センター

住 所：愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

T E L : 052 (872) 9598

### 3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

この約款に基づく託送供給の可否については、以下の方法に基づいて判定します。

#### [1. 単独のガス導管の圧力計算]

- ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

[起点1と終点2を結ぶ単独のガス導管の輸送能力計算式]

##### 【高中圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{10000(P_1^2 - P_2^2)D^5}{SLg^2}}$$

$Q$  : ガスの流量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )

$P_1$  :  $P_2$  : 起点、終点における絶対圧力 (MPa)

$D$  : 内径 (cm)

$S$  : ガスの比重 (空気を 1 とする)

$K$  : 流量係数

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 ( $9.80665\text{m/s}^2$ )

##### 【低压導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{1000HD^5}{SLg}}$$

$Q$  : ガスの流量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )

$H$  : 起点圧力と終点圧力の差 (kPa)

$D$  : 内径 (cm)

$S$  : ガスの比重 (空気を 1 とする)

$K$  : 流量係数

$L$  : 本支管延長 (m)

$g$  : 重力加速度 ( $9.80665\text{m/s}^2$ )

## [2. 網状に連絡したガス導管網の圧力計算]

網状のネットワークを形成している導管網の圧力・流量の算定は、ガス需要量の分布、本支管の口径・延長・配置、整圧器の位置等にもとづき、単独のガス導管の圧力・流量計算式を組み合わせ、次の2つの条件を満足する圧力・流量を繰り返し計算によって行います。

①各節点の流入ガス量と流出ガス量は等しい  
という条件

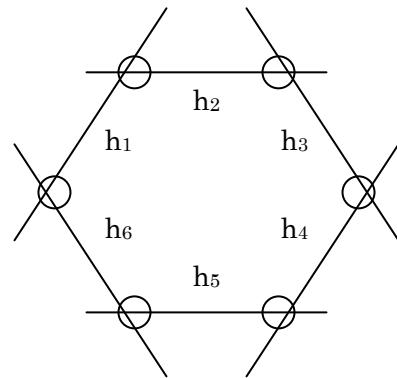
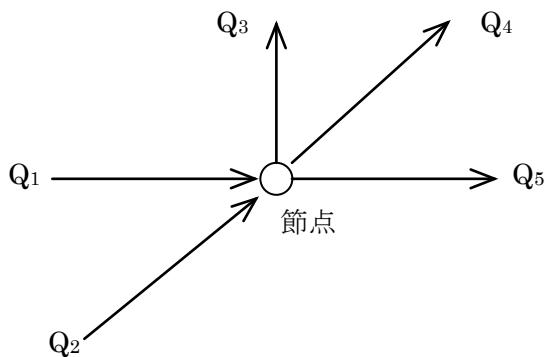
$$Q_1 + Q_2 = Q_3 + Q_4 + Q_5$$

一般的には  $\sum \pm Q_i = 0$

②各ループ、節点の計算圧力の間に矛盾がない  
という条件

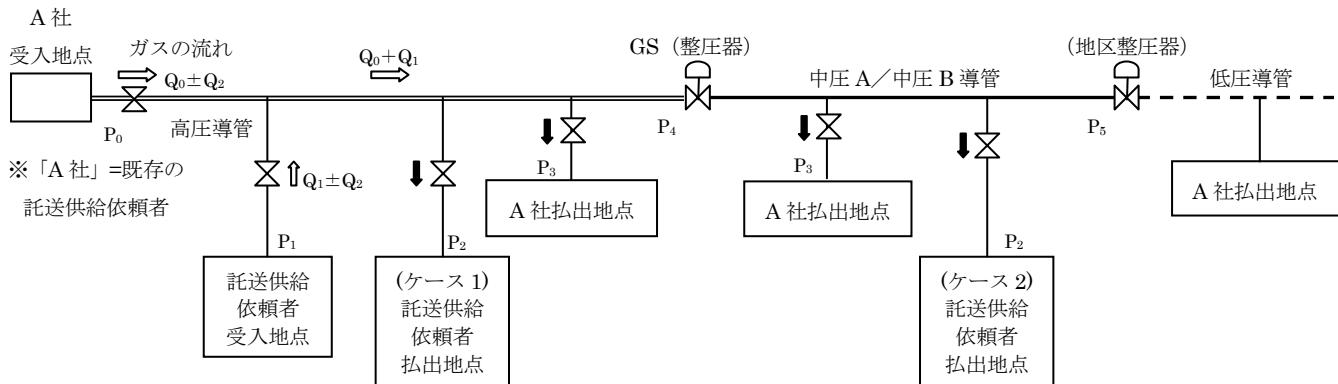
$$h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + h_6 = 0$$

一般的には  $\sum \pm h_i = 0$



### [3. 託送供給の可否判定]

高中圧導管網での託送供給可否判定の考え方の概略を以下に示します。



[凡例]

P<sub>0</sub> : A社ガスの受入圧力

Q<sub>0</sub> : A社の最大受入ガス量

P<sub>1</sub> : 託送供給依頼者のガス受入圧力

Q<sub>1</sub> : 託送供給依頼者の最大受入ガス量

P<sub>2</sub> : 託送供給依頼者のガス払出圧力

Q<sub>2</sub> : 日次繰越ガス量、月次繰越ガス量

P<sub>3</sub> : A社のガス払出圧力

P<sub>4</sub> : 高圧幹線網末端の GS (整圧器) 到着圧力

P<sub>5</sub> : 中圧幹線網末端の地区整圧器到着圧力

#### ケース 1：単一の圧力階層の場合

[条件]  $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
 $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力  
 $Q_{1+Q_2} <$  託送供給依頼者の供給力

を満足する場合、託送供給可能と判定

#### ケース 2：複数の圧力階層にまたがる場合

[条件]  $P_4 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
 $P_5 >$  当社が設定する運用上の最低必要圧力  
 $P_1 <$  受入導管等の運用上の上限圧力  
 $Q_{1+Q_2} <$  託送供給依頼者の供給力

を満足する場合、託送供給可能と判定

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令第3条の規定に基づく添付書類

1 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規定に基づいて作成した同令様式第1から様式第7までの書類

様式第1第1表	ガス需要計画
様式第1第2表	設備投資計画
様式第2	営業費等算定総括表 (営業費等項目別算定明細表)
様式第3第1表	事業報酬算定総括表
様式第3第2表	事業報酬算定明細表
様式第4第1表	控除項目算定総括表
様式第4第2表	控除項目算定明細表
様式第5第1表	原価等整理表
様式第5第2表	機能別原価整理表
様式第5第2表補足	原価等の項目別の機能別原価への配分率表
様式第6第1表	託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表
様式第7	一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

2 工事負担金説明書

1 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令の規定に基づいて作成した同令様式第1から様式第7までの書類

様式第1（第3条関係）

第1表

ガス需要計画

(単位：千m<sup>3</sup>)

	27年度実績	28年度見込み	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備考
需要量	3,612,951	3,754,654	3,756,604	3,763,632	3,779,485	11,299,721	45MJ/m <sup>3</sup>

(注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 備考欄には、適宜算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

## 設備投資計画

(単位：百万円)

	27年度実績	28年度見込み	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備考
土地	263	432	282	147	147	576	
建物	1,594	1,601	965	416	150	1,531	
供給設備	ガスホルダー	———	———	———	———	———	
	その他機械装置	1,013	1,505	1,780	1,857	1,477	5,114
	輸送導管	1,072	1,098	1,358	3,085	3,616	8,059
	本支管（輸送導管を除く。）	17,965	21,360	21,521	19,064	19,205	59,790
	供給管	1,352	1,172	1,168	1,166	1,170	3,504
	その他	564	1,567	197	380	73	650
	計	21,966	26,702	26,024	25,552	25,541	77,117
業務設備	518	607	562	614	211	1,387	
合計	24,341	29,342	27,833	26,729	26,049	80,611	
工事負担金等（合計の内訳）	340	553	656	487	644	1,787	

(注) 消費税額を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。

## 様式第2（第4条及び第5条関係）

## 営業費等算定総括表

(原価算定期間： 平成29年 4月～ 平成32年 3月)

(単位：千円)

項目	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備考
比較査定対象ネットワーク費用				83,250,396	
個別査定対象費用 内訳	需給調整費			1,837,592	
	修繕費	7,494,304	7,579,326	7,955,800	23,029,430
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）			16,610,934	
	固定資産除却費	***	***	***	***
	減価償却費	24,903,069	25,330,951	25,459,834	75,693,854
	バイオガス調達費	***	***	***	***
	需要調査・開拓費	2,009,389	1,970,097	1,969,018	5,948,504
	事業者間精算費				
合 計				132,081,612	
営業外費用	20,577	44,872	47,846	113,295	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）	1,306,303	1,308,769	1,329,607	3,944,679	
合 計				219,389,982	

(注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この表において同じ。）。

2. 備考欄には、適宜算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この表において同じ。）。

3. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この表において同じ。）。

4. 該当事項がない項目については、営業費等項目別算定明細表の作成を省略すること。

(営業費等項目別算定期間表)

1. 比較査定対象ネットワーク費用

		単位	原価算定期間計	備考
実績コスト	実績単価	千円／k m	945	
	3月末の導管総延長の合計	k m	88,096	
	実績コスト	千円	83,250,396	
基準コスト	基準単価	千円／k m	1,029	
	3月末の導管総延長の合計	k m	88,096	
	基準コスト	千円	90,650,431	
適正コスト		千円	83,250,396	
経営効率化控除額		千円	————	
補正適正コスト		千円	83,250,396	

## 2. 需給調整費

(45MJ/m<sup>3</sup>)

		単位	原価算定期間計	備考
調整力コスト	適正コスト	適正単価 必要調整力の合計 適正コスト	円／m <sup>3</sup> ・時 m <sup>3</sup> ／時 千円	7,070 194,982 1,378,500
	事業報酬相当額	製造設備簿価 ピーク時生産実績 必要調整力の合計 調整力相当簿価 事業報酬率 事業報酬相当額	百万円 m <sup>3</sup> ／時 m <sup>3</sup> ／時 百万円 %	64,777 1,203,568 194,982 10,494 2.18% 228,771
		法人税等相当額	千円	105,557
		計	千円	1,712,828
		調整力コスト 必要調整力の合計 振替供給単価 振替供給能力の合計	千円 m <sup>3</sup> ／時 円／m <sup>3</sup> ・時 m <sup>3</sup> ／時	1,712,828 194,982 8,785 14,202
		計	千円	124,764
	合 計		千円	1,837,592

## 3. 修繕費

(単位：千円)

		直 近 実 繢			29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備 考
		26年度	27年度	平均修繕費率					
供給設備	期首帳簿原価	812, 448, 722	828, 610, 602						
	経常修繕費	5, 028, 844	5, 206, 181	0.62%					
基準修繕費	期首帳簿原価				878, 833, 275	902, 001, 688	926, 817, 743	2, 707, 652, 706	
	経常修繕費				5, 448, 766	5, 592, 410	5, 746, 272	16, 787, 448	
ガスマーテー		2, 239, 139	2, 257, 778		2, 045, 538	1, 986, 916	2, 209, 528	6, 241, 982	
合 計					7, 494, 304	7, 579, 326	7, 955, 800	23, 029, 430	

## 4. 租税課金

(単位：千円)

	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備 考
事業税				2,952,798	
固定資産税・都市計画税	1,804,744	1,827,168	1,789,509	5,421,421	
道路占用料	2,711,246	2,733,839	2,754,606	8,199,691	
その他	15,701	13,697	7,626	37,024	
合 計				16,610,934	

## 5. 法人税・地方法人税・住民税

(単位：千円)

	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備 考
法人税	1,094,973	1,097,041	1,114,507	3,306,521	
地方法人税	47,084	47,172	47,924	142,180	
住民税（法人税割に限る。）	164,246	164,556	167,176	495,978	
合 計	1,306,303	1,308,769	1,329,607	3,944,679	

## 6. 減価償却費

(単位：千円)

	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備 考
建物	355,650	346,420	338,056	1,040,126	
構築物	149,596	143,850	140,515	433,961	
機械装置	1,206,947	1,237,987	1,274,238	3,719,172	
導管・ガスメーター	22,562,939	23,172,203	23,412,253	69,147,395	
車両運搬具	628	294	131	1,053	
工具器具備品	627,302	430,191	294,635	1,352,128	
資産除去債務相当資産					
無形固定資産	7	6	6	19	
合 計	24,903,069	25,330,951	25,459,834	75,693,854	

7. 需要調査・開拓費

		単位	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備考
需要調査費		千円	23,481	23,481	23,481	70,443	
需要開拓費	31年度敷設導管分	千m <sup>3</sup>			61,885	61,885	
	30年度敷設導管分	千m <sup>3</sup>		61,889	17,587	79,476	
	29年度敷設導管分	千m <sup>3</sup>	62,042	17,588	6,960	86,590	
	28年度敷設導管分	千m <sup>3</sup>	17,632	6,960	4,326	28,918	
	27年度敷設導管分	千m <sup>3</sup>	6,977	4,327	3,292	14,596	
	26年度敷設導管分	千m <sup>3</sup>	4,337	3,292		7,629	
	25年度敷設導管分	千m <sup>3</sup>	3,300			3,300	
計		千m <sup>3</sup>	94,288	94,056	94,050	282,394	
託送料金収入増加額		千円	794,363	778,647	778,215	2,351,225	
原価算入限度額（増加額×5×1/2）		千円	1,985,908	1,946,616	1,945,537	5,878,061	
原価算入額		千円	1,985,908	1,946,616	1,945,537	5,878,061	
合 計		千円	2,009,389	1,970,097	1,969,018	5,948,504	

(注) 年間開発ガス量を算定する導管敷設年度に応じて年度別に欄を設けて記載すること。

## 8. 営業外費用関係

### (1) 株式交付費償却・社債発行費償却

(単位：千円)

	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備 考
社債発行費償却	_____	25,292	26,663	51,955	
合 計	_____	25,292	26,663	51,955	

### (2) 営業外費用その他

(単位：千円)

	29年度	30年度	31年度	原価算定期間計	備 考
雑支出	20,577	19,580	21,183	61,340	
合 計	20,577	19,580	21,183	61,340	

様式第3（第6条関係）  
第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間： 平成29年 4月～ 平成32年 3月）

（単位：千円）

		金額	備考
レート ベース	固定資産投資額	504,219,218	
	計	504,219,218	
事業報酬率		2.18%	
事業報酬額		10,991,979	

（注）備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

## 事業報酬算定期間別明細表

(レートベースの内訳)

## 1. 固定資産投資内訳

## (1) 原価算定期間

(単位:千円)

		29年度			30年度			31年度			原価算定期間計	備考	
		期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産投資計上額 (a + b) / 2	期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産投資計上額 (a + b) / 2	期首残高 (a)	期末残高 (b)	固定資産投資計上額 (a + b) / 2			
建	土地	39,102	62	19,582	62	62	62	62	62	62	19,706		
	建物	40,907	145	20,526	145	145	145	145	145	145	20,816		
設	構築物	69	69	69	69	69	69	69	69	69	207		
	機械装置	49,050	293,050	171,050	293,050	250	146,650	250	250	250	317,950		
仮	導管	2,997,129	4,513,143	3,755,136	4,513,143	4,703,827	4,608,485	4,703,827	9,632,111	7,167,969	15,531,590		
	ガスマーテー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
勘	車両運搬具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	工具器具備品	96	96	96	96	96	96	96	96	96	288		
定	無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		計	3,126,353	4,806,565	3,966,459	4,806,565	4,704,449	4,755,507	4,704,449	9,632,733	7,168,591	15,890,557	
設	土地	15,066,313	15,387,417	15,226,865	15,398,446	15,545,893	15,472,170	15,555,866	15,702,937	15,629,402	46,328,437		
	建物	9,348,391	9,699,396	9,523,894	9,710,060	9,444,802	9,577,431	9,454,284	8,934,673	9,194,479	28,295,804		
備	構築物	1,882,680	1,764,858	1,823,769	1,765,534	1,873,856	1,819,695	1,874,377	1,709,692	1,792,035	5,435,499		
	機械装置	7,980,178	7,842,467	7,911,323	7,842,761	8,306,220	8,074,491	8,306,529	8,086,481	8,196,505	24,182,319		
勘	導管	125,658,854	125,194,732	125,426,792	125,194,732	124,899,978	125,047,354	124,899,978	120,158,495	122,529,235	373,003,381		
	ガスマーテー	1,423,455	1,539,887	1,481,671	1,539,887	1,633,845	1,586,866	1,633,845	1,660,223	1,647,034	4,715,571		
定	車両運搬具	1,591	27,680	14,636	27,770	20,269	24,020	20,328	13,146	16,737	55,393		
	工具器具備品	2,552,025	2,136,783	2,344,404	2,139,371	1,915,621	2,027,496	1,918,533	1,435,046	1,676,790	6,048,690		
		計	163,913,487	163,593,220	163,753,354	163,618,561	163,640,484	163,629,523	163,663,740	157,700,693	160,682,217	488,065,094	
無形固定資産		89,458	88,488	88,973	88,330	87,354	87,842	87,241	86,263	86,752	263,567		
長期前払費用		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
レートベース		167,129,298	168,488,273	167,808,786	168,513,456	168,432,287	168,472,872	168,455,430	167,419,689	167,937,560	504,219,218		

(注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること(以下この表において同じ。)。

2. 該当事項がない欄には記載することを要しない(以下この表において同じ。)。

## (2) 増加及び減少の内訳

(単位:千円)

	29年度						30年度						31年度						備考
	期首残高	増 加	減 少	除 却	償 却	期末残高	期首残高	増 加	減 少	除 却	償 却	期末残高	期首残高	増 加	減 少	除 却	償 却	期末残高	
建設 仮勘定	土地	39,102	282,064	321,104		62	62	147,447	147,447			62	62	147,071	147,071			62	
	建物	40,907	964,956	1,005,718		145	145	416,152	416,152			145	145	149,664	149,664			145	
	構築物	69	82,506	82,506		69	69	299,702	299,702			69	69	20,679	20,679			69	
	機械装置	49,050	1,410,103	1,166,103		293,050	293,050	1,502,337	1,795,137			250	250	1,152,778	1,152,778			250	
	導管	2,997,129	23,391,139	21,875,125		4,513,143	4,513,143	22,827,855	22,637,171			4,703,827	4,703,827	23,347,576	18,419,292			9,632,111	
	ガスメーター	—	389,445	389,445		—	—	385,102	385,102			—	—	329,935	329,935			—	
	車両運搬具	—	27,422	27,422		—	—	—	—			—	—	—	—			—	
	工具器具備品	96	629,908	629,908		96	96	663,428	663,428			96	96	258,065	258,065			96	
	無形固定資産	—	—	—		—	—	—	—			—	—	—	—			—	
	長期前払費用	—	—	—		—	—	—	—			—	—	—	—			—	
計		3,126,353	27,177,543	25,497,331		4,806,565	4,806,565	26,242,023	26,344,139			4,704,449	4,704,449	25,405,768	20,477,484			9,632,733	
設備 勘定 (有形)	土地	15,066,313	321,104	—	—	15,387,417	15,398,446	147,447	—	0		15,545,893	15,555,866	147,071	—	—		15,702,937	
	建物	9,348,391	1,005,718	—	90,544	564,169	9,699,396	9,710,060	416,152	—	94,446	586,964	9,444,802	9,454,284	149,664	—	91,977	577,298	8,934,673
	構築物	1,882,680	82,506	—	18,082	182,246	1,764,858	1,765,534	299,702	—	16,956	174,424	1,873,856	1,874,377	20,679	—	17,971	167,393	1,709,692
	機械装置	7,980,178	1,166,103	—	76,085	1,227,729	7,842,467	7,842,761	1,795,137	—	74,779	1,256,899	8,306,220	8,306,529	1,152,778	—	79,201	1,293,625	8,086,481
	導管	125,658,854	21,875,125	—	34,100	22,305,147	125,194,732	125,194,732	22,637,171	—	34,823	22,897,102	124,899,978	124,899,978	18,419,292	—	35,382	23,125,393	120,158,495
	ガスメーター	1,423,455	389,445	—	15,221	257,792	1,539,887	1,539,887	385,102	—	16,043	275,101	1,633,845	1,633,845	329,935	—	16,697	286,860	1,660,223
	車両運搬具	1,591	27,422	—	14	1,319	27,680	27,770	0	—	283	7,218	20,269	20,328	0	—	208	6,974	13,146
	工具器具備品	2,552,025	629,908	—	24,829	1,020,321	2,136,783	2,139,371	663,428	—	20,930	866,248	1,915,621	1,918,533	258,065	—	18,939	722,613	1,435,046
	計	163,913,487	25,497,331	—	258,875	25,558,723	163,593,220	163,618,561	26,344,139	—	258,260	26,063,956	163,640,484	163,663,740	20,477,484	—	260,375	26,180,156	157,700,693
無形固定資産		89,458	—	—	—	970	88,488	88,330	—	—	976	87,354	87,241	—	—	—	978	86,263	
長期前払費用		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
レートベース		167,129,298	52,674,874	25,497,331	258,875	25,559,693	168,488,273	168,513,456	52,586,162	26,344,139	258,260	26,064,932	168,432,287	168,455,430	45,883,252	20,477,484	260,375	26,181,134	167,419,689

## 2. 事業報酬率

(単位：%)

年 度		20	21	22	23	24	25	26	平 均
自己資本 報酬率	一般ガス事業を除く全産業の 平均自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
	公社債応募者利回り等	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
	自己資本報酬率適用率	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	A 3.23
他人資本 報酬率	平均有利子負債利子率			B 1.61					
事業報酬率 (A × 35% + B × 65%)				2.18					

様式第4（第7条関係）

第1表

控除項目算定総括表

(原価算定期間： 平成29年 4月～ 平成32年 3月)

(単位：千円)

項目	金額	備考
営業収益	37,347	
雑収入	3,206,281	
事業者間精算収益	3,563,934	
合計	6,807,562	

- (注) 1. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること(以下の様式において同じ。)。  
2. 該当事項がない欄には記載することを要しない(以下の様式において同じ。)。

第2表

## 控除項目算定期別明細表

(単位：千円)

項目		金額	備考
営業 収益	ガスメーター賃貸料	37,347	
	計	37,347	
雑 収入	賃貸料	2,204,790	
	その他	1,001,491	
	計	3,206,281	
	合計	3,243,628	

(注) 賃貸料については、レートベースに算入した投資額から生じた収益を記載すること。

## 様式第5（第8条から第12条まで関係）

第1表

原価等整理表

(単位：千円)

項目	合計	
比較査定対象ネットワーク費用	83,250,396	
個別査定対費用 象用	需給調整費	1,837,592
	修繕費	23,029,430
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）	16,610,934
	固定資産除却費	***
	減価償却費	75,693,854
	バイオガス調達費	***
	需要調査・開拓費	5,948,504
	事業者間精算費	
	計	132,081,612
営業外費用	113,295	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）	3,944,679	
事業報酬	10,991,979	
小計(A)	230,381,961	
控除項目	営業収益	37,347
	雑収入	3,206,281
	事業者間精算収益	3,563,934
	計(B)	6,807,562
合計(原価等)(C)=(A)-(B)	223,574,399	

(注) 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ）。

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		
供給需要原価	高圧導管原価	17,818,770
	中圧導管原価	61,446,609
	中圧A導管原価	37,027,017
	中圧B導管原価	24,419,592
	低圧導管原価	78,720,328
計		157,985,707
需要家原価	供給管原価	19,288,344
	メーター原価	14,015,901
	検針原価	9,406,490
	内管保安原価	18,425,307
	計	61,136,042
託送供給特定原価		4,452,650
合計(原価等)		223,574,399

(注) 1. 記入に当たっては各一般ガス事業者の原価整理の項目に合わせて、欄を加えて記載することができる（以下この様式において同じ）。

第2表補足

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

項目 機能別原価項目	比較査定対象 ネットワーク費用	個別査定対象 ネットワーク費用	その他費						
			営業外費用	事業報酬	法人税 ・ 地方法人税 ・ 住民税	控除項目			
						営業収益	雑収入	事業者間 精算収益	
ホルダー原価									
供給 需要 原価	高压導管原価	4.00	9.79	13.25	13.20	13.21	0.00	13.21	0.00
	中圧導管原価	15.60	33.02	41.07	40.94	40.95	0.00	40.94	0.00
	中圧A導管原価	8.60	20.38	24.79	24.93	24.93	0.00	24.92	0.00
	中圧B導管原価	7.00	12.64	16.28	16.01	16.02	0.00	16.02	0.00
	低圧導管原価	26.60	39.25	39.76	39.94	39.92	0.00	39.93	0.00
	計	46.20	82.06	94.08	94.08	94.08	0.00	94.08	0.00
需要 家 原 価	供給管原価	13.30	5.84	4.21	4.22	4.22	0.00	4.22	0.00
	メーター原価	7.80	5.62	1.13	1.12	1.12	100.00	1.12	0.00
	検針原価	11.00	0.17	0.22	0.22	0.22	0.00	0.22	0.00
	内管保安原価	21.70	0.25	0.28	0.28	0.28	0.00	0.28	0.00
	計	53.80	11.88	5.84	5.84	5.84	100.00	5.84	0.00
託送供給特定原価	0.00	6.06	0.08	0.08	0.08	0.08	0.00	0.08	100.00
合 計 (原価等)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(注) 1. 機能別原価項目に配分した比率を記載すること(以下この様式において同じ。)。  
 2. 配分率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この様式において同じ。)。

様式第6（第14条関係）

第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m <sup>3</sup> )	平均単価 (a / b) (円 / m <sup>3</sup> )	想定料金収入 (千円)
223,574,399	11,299,721	19.79	223,573,345

様式第7（第16条関係）

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

算定規則の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由
第三章 第十四条第一項 (料金の供給圧力ごとの区分)	託送供給約款に定める1種標準及び1種季節別の料金表は、供給圧力が中圧以上の場合と低圧の場合とで、同一とする。	当該料金の適用に関する効率的運用、及び、一般ガス供給約款との整合性の観点から、供給圧力によらない料金表とするもの。

## 2 工事負担金説明書

## 工事負担金説明書

小口※に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（平成27年7月30日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。また、大口※に供給する場合の工事負担金については、託送供給約款（平成27年7月30日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。

### 1. 工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

#### (1) 小口に供給する場合

##### 1. ガスマーテーの能力別当社負担額

設置する ガスマーテーの能力	ガスマーテー1個につき 当社の負担する金額
1立方メートル毎時	80,200円
1.6	128,320
2.5	200,500
4	320,800
6	481,200
10	802,000

2. 1以外のガスマーテーを設置する場合の当社負担額は、設置するガスマーテーの能力1立方メートル毎時につき80,200円の割合で計算した金額といたします。

3. 33(3)の規定にもとづく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、1. および2. により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

係数

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合……… 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合……… 4

(2) 大口に供給する場合

本支管等工事費用の当社負担額

(A) により算定される金額に、(B) の係数を乗じた金額とします。

ただし、当社負担額の上限値はガスの需要場所につき 1 億円（消費税等相当額を含まないものとします。）とします。

(A)

取引用計量器の能力 $1 \text{ m}^3/\text{h}$ につき	80,200 円
--	----------

(B)

	係数
送出地点における送出圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	1
送出地点における送出圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	2
送出地点における送出圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	4

※「大口」とはガス事業法第 2 条第 7 項に規定する大口供給の要件に該当する需要をいい、それ以外の一般的の需要を「小口」といいます。